

第 7 回

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

- | | |
|---------------|--|
| 1 会議の日時 | 平成 15 年 12 月 2 日(火)
開 会 午後 7 時 00 分
閉 会 午後 11 時 47 分 |
| 2 会議の場所 | 掛川市生涯学習センター 第4会議室 |
| 3 出席者及び欠席者の氏名 | 別紙 1 出席者名簿のとおり |
| 4 議 題 | 別紙 2 次第のとおり |
| 5 議 事 | 別紙 3 のとおり |
| 6 会議録の確定 | |

確 定 年 月 日

平成 16 年 1 月 7 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町合併協議会

会 長 榛 村 純 一

出席者名簿

協議会					その他				
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長	
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長	
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長	
4	委員	小松正明	掛川市助役		34		1市2町	奥宮正敏	掛川市IT政策課長
5		川口 功	大東町助役		35	関係職員	富田 実	大須賀町産業課長	
6		水野幸雄	大須賀町助役		36		小澤豊久	掛川市農政課長	
7		戸塚正義	掛川市議会議長		37		石川和夫	大東町農林商工課長	
8		樽松友則	掛川市議会副議長		38		事務局	松井 孝	事務局 局長
9		山本義雄	掛川市議会議員		39	栗田 博		事務局次長	
10		石山信博	掛川市議会議員		40	高鳥康文		総務係長	
11		鳥井昌彦	大東町議会議長		41	赤堀賢司		計画係長	
12		牧野勝彦	大東町議会副議長		42	深谷富彦		調整係長	
13		鈴木治弘	大東町議会議員		43	富田 徹		総務係	
14		水野 薫	大東町議会議員		44	服部和敏		総務係	
15		半井 孝	大須賀町議会議長		45	宮崎裕和		計画係	
16		河井 清	大須賀町議会副議長						
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員						
18		上野良治	大須賀町議会議員						
19		原田新二郎	学識経験者						
20		田中铁男	学識経験者						
21		滝沢恵子	学識経験者						
22		戸塚誠夫	学識経験者						
23		松本恵次	学識経験者						
24		水野淳子	学識経験者						
25		増田正子	学識経験者						
26		蒲原忠雄	学識経験者						
27		中井明男	学識経験者						
28		鈴木正彦	学識経験者						
29		菅沼信夫	学識経験者						
30		小櫻義明	学識経験者	×					

第 7 回 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会次第

日時 平成 1 5 年 1 2 月 2 日 (火)
午後 7 時から
場所 掛川市生涯学習センター

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事 (継続協議)

- (1) 協議第 2 号 合併の期日について
- (2) 協議第 6 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

4 その他

- (1) 次回の会議の開催について

日時：平成 1 5 年 1 2 月 1 6 日 (火) 午後 2 時

会場：大東町文化会館シオーネ 小ホール

5 閉 会

開 会 午後7時00分

栗田事務局次長 それでは皆様、改めましてこんばんは。

皆様には大変お忙しいところ、特に本日は日中のお仕事の後、お疲れのところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから掛川市・大東町・大須賀町合併協議会の第7回会議を開催いたします。

開会に当たりまして、協議会の榛村会長よりごあいさつを申し上げます。

榛村会長、よろしく申し上げます。

榛村純一会長 皆様こんばんは。

お忙しいところ、この臨時協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。いつもはグランドホテルが会場でございますが、臨時の日程でありましたので、グランドホテルがとれませんでしたので、少し狭くなってこちらになりましたことをご理解いただきたいと思います。

また、傍聴の方々には、ご熱心に我々の協議会のことを見守っていただいております。

ご案内のとおり、合併のことについてそれぞれ熱心に、また熱意を持って、愛情を持っているんなビジョンをつくっていただいているわけですが、期日の問題で、全く2つの取り方に分かれました。

1月24日は、大須賀町の方々の立場を尊重して、選挙を2回やらないように、あるいは当選した議員さんが2ヵ月で終わりというような選挙はやらないようにということが大須賀町さんの立場であります。それはそれで大事なことであり、融和をもって合併するということですから、そのことは大事に考えていかなければならない。

一方で、3月28日という立場になりますと、これはこれで平成16年度を4日残して一応完結するというような立場で今後のことを考えると、できるだけ年度いっぱい消化して新市に行った方が、コンピューターシステムを二通りつくって二重手間にしなくても済むと、こういう実務的な理由が大きい理由でございます。

そのことを比較する場合には、1月24日案と3月28日案は、全く性質の違う価値観の比較になるわけですから、これは本当に難しいわけです。しかし、何とか決断をしなければならないということでもありますので、前回の協議会では座長は余り意見を言っはいけないのに言ったから、これは誘導であると、あるいは権限をはみ出しているというご批判を伺いましたので、今日はできるだけ客観的な座長の立場で推移させていただきますが、ぜひこれからずっと仲よく、一つのまちになるためですから、この会合の主張も胸襟を開いて、率直に意見交換をしていただいて結論を得たいと、このように思いますので、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

栗田事務局次長 ありがとうございます。

次に、会議次第の3番目の議事に入らせていただきます。

会議の開催につきまして、会長を除きまして、委員29名中、本日1名の委員より欠席の連絡をいただいております。本日28名の出席をしていただいております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

会議の議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので、ここで会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

なお、会議録の作成の関係がございますので、ご意見、ご質問等の発言につきましては、お名前を言っていただいた上でお願いしたいと思います。

それでは、榛村会長、よろしくお願いいたします。

榛村純一会長　それでは、規約の定めるところに従いまして、暫時議長を務めさせていただきます。会議の進行にご協力をお願い申し上げます。

早速ですが議事に入りまして、協議第2号　合併の期日及び協議第6号　農業委員会委員の定数及び任期の2件につきましてご協議をお願いいたします。

本日の会議運営についてであります。農業委員会委員の定数及び任期の問題は、合併の期日に直接影響を受けないものでありますので、先にご協議をいただき、その後、合併の期日につきましてご協議をお願いしたいと思います。それよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ご異議なしということでございますので、それでは協議第6号　農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、これをご協議いただきたいと思います。

農業委員会につきましては、新市に1つの農業委員会を置き、委員は合併特例法の規定に基づき在任特例を適用し、その適用期間の間に農業委員会の定数や選挙区の検討をしていただくことを第4回協議会で確認しております。

ただいまから、在任特例の期間についてご協議をお願いいたします。ご協議いただく上で、事務局が用意した資料がありますので、お配りさせていただいてよろしいでしょうか。よろしいですね。

(「はい」との声あり)

榛村純一会長　ではお願いします。

(資料配付)

榛村純一会長　それでは、事務局長より説明させていただきます。

松井事務局長　事務局長の松井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、農業委員会委員の在任期間につきまして、ただいま議長からも説明がありましたとおり、第4回の合併協議会におきまして、新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員であった者は、合併特例法に基づく在任特例を適用することが確認されまして、その特例期間につきまして継続協議となっております。

本日は、農業委員における在任特例の期間につきまして、いつまでとするか協議していただき

たいと思いますが、その調整方針につきまして提案をさせていただきます。

配付いたしました資料をご覧いただきたいと思います。

調整方針につきましては、平成17年7月19日まで在任特例を適用するという案でございます。

なぜ7月19日なのかと申しますと、農業委員会の第1回の選挙が昭和26年7月に行われたところでございますが、当時の任期が7月19日ということで、その後、特別な理由がない限りは、3年ごとに任期が引き継がれてきております。このため、現在のところ全国の約7割、本県では20市中、掛川市を含め11市がこの時期を任期といたしております。したがって、7月19日とすることによりまして、県内の多くの市と同時期に統一選挙として行うことができ、選挙事務等におきまして県の指導、情報等も受けやすく、スムーズな執行が期待できるというものでございます。

なお、県内19市における任期等につきましては、その状況を配付した資料に載せてございますので参考にさせていただきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくご協議のほど、お願い申し上げます。

榛村純一会長 資料の内容について、何かご質問ございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 ないようでしたら、農業委員会委員の任期及び定数についてのご協議をお願い申し上げます。ご発言をどうぞ。

半井 孝委員 大須賀町の半井です。

農業委員会の委員の在任期間といいますが、特例を使うということで第4回目に決まっているわけですが、この1市2町の合併の期日が決まる前にこれを決めるという、ちょっとわかりませんので、ご説明を事務局お願いしたいんですが、期日が決まらなくてもいいですか、これは、先に決めて。

松井事務局長 これまで継続協議としてきました理由の一つに、合併の期日と関連するからということで継続協議としてまいりましたけれども、合併の期日の日から何ヵ月後という決め方であれば合併期日が決まってから決めるべきだというように思いますが、17年の1月から3月の合併の期日というものを前提とした場合には、在任特例を使った場合に、17年の何月何日という形でお決めいただければ、それはそれで合併の期日に影響なく決まるのではないかとことを思います。

それともう一つは、議員さんの在任特例、これが絡んだ場合に、議員さんの在任特例をいつまで延ばすのかと、在任するのかということとセットになりますと、同じ時期になってはまずいなということも事務局としては心配したわけでございまして、その辺のこともございまして、前回の協議会で議員の在任特例については適用しないということが確認されましたので、そのことも加味した上で、今回改めて農業委員会の特例の期間、これについて、合併期日と直接影響を及ぼさないということで提案をさせていただきました。

以上でございます。

榛村純一会長 よろしいですか。

半井 孝委員 ちょっとすみません、もう1点聞かせてください。

1月から3月、17年3月までに合併ということで、一応それは決まっているわけですが、いろいろこれから後にやる問題についても、どこら辺にいくか、期日がどこら辺になっていくかというのは非常に問題があるのではないかと思います。

これを先に決めといて、後でおかしくなったということがないような手法をとっていただければありがたいですが、17年3月という合併の期限もあるわけですので、それは7月とかというものがいいのかなとも思いますけれども、決して統一選挙に絡んで、そこでやらなくちゃいけないという問題ではないと思いますので、1点だけ、もし期日が決まらなかったり何かした場合のことも想定して事務局はこれを提案してるということですね、それでいいですね。

松井事務局長 この7月19日という調整方針につきましては、あくまでも協議の上でのたたき台ということでご提案をさせていただきますので、今事務局で考える一番客観的にいい時期はこの時期ではないかということでご提案申し上げますので、この協議会の中で、この日以外にも、この時期の方がいいよということがご協議の中で確認されれば、そちらの方の決定でよろしいかと思いますが、事務局といたしましては、いろんなことを客観的に考えてみますと、17年7月19日、これは一つの区切りではないかというふうを考えてご提案申し上げたところであります。

榛村純一会長 内藤委員。

内藤澄夫委員 今、農業委員の任期の関係でありますけれども、例えば17年の1月に合併をするか3月に合併をするかという、基本的にはそういう考え方ではないかなというふうに思っておりますけれども、農業委員の皆さんの一応この在任特例を適用するというのでありまして、例えば3月の場合、4月、5月、6月、7月、月数でいうと4ヵ月弱ということになります。せっかく新しい市の農業委員さんになって、やっと慣れてきた時点で終わるというようなことにもなるかと思えます。そして、当然、またその次の新しい農業委員さんが出てくるわけでありましてけれども、終われば、7月ということであれば、7月以降は新しい農業委員さんが出てくると。

しかし、その農業委員さんになってもらうにしても、例えば、先輩として指導したり教えてあげられたりすることができるということもあろうと思っておりますけれども、そういう中で、少し4ヵ月という、3ヵ月半ですか、例えば3月になると3ヵ月半、1月となると6ヵ月ぐらいということになりますけれども、ちょっと月数的に短くはないかなというふうに思っておりますけれども、それと、今、事務局の方で言うておりました、この時期が一応周りの市を見たときに一番理想だということでありまして。もし、この時期を外したときの新しい私たちの市の支障になる部分があったら、ぜひ教えていただきたいと思えます。

松井事務局長 今回、農業委員会委員の在任特例を使うという理由でございますが、これは、その協議された時に確認されたことだと思えますが、新市になって合併しますと、農業委員も原則は失職をして、50日以内に選挙ということになります。その場合に、50日農業委員が存在しない期間が生じると。その時に、農業委員会では現在事務事業としてやっておる農転の申請とか、ある

いは耕作証明とか、いろいろな案件が、生じた時に支障が生じると。そのことを解消するために、在任特例を使って、その空白期間を生まないということのために使わせていただくということになったというふうに思います。

そういったことで、合併後2、3ヵ月後ぐらいを経れば、新しい選挙で新しい農業委員さんが選出されれば、その時点でバトンタッチをして、今までやってきた農業委員さんの交代と同じような形で引き継ぐことができるというふうに思っております。

それと、新しい市の農業委員さんの選挙区とか定数とか、そういったものをこの方針に基づいて決めていくわけなんですけど、その場合に、やはり現在の1市2町の農業とか、あるいは農地の問題、いろいろその辺のことをよく検討した上で、定数についても選挙区についても決めていかなければいけないという、その辺の検討期間も必要ということもございまして、最低でも3ヵ月、4ヵ月ぐらいあれば十分ではなかろうかというふうに考えております。

そして、もう一つ、7月19日以外であればどんな時期がいいかということをおっしゃっていると思うんですが、前にも一度お話し上げたように、やはり農業に携わっている方々が、一番時期的にいい時期というのは農閑期という秋、11月末とか、その辺のところ、もし2つ目の選択肢として取り上げるならば、その辺が適当ではないかなというふうに思っております。

榛村純一会長 内藤委員。

内藤澄夫委員 今、事務局から説明があったわけですが、僕も今2案の方の11月、これが今言いますところのお茶の皆さんにしても、水稲の皆さん、特に農業委員さんというのは規模拡大の農家の中から出てくることが多いというふうに思っております。そういう中においては、時期的には一番いい時期ではないかなというふうに思っております。7月と申しますと、お茶にいたしましても水稲にいたしましても大変忙しい時期ではないかなというようなことも考えられるのではないかなと。

それともう一つ、新しい市に移行していく中で、当然農業委員さんの仕事も続かれていくわけでありまして、在任特例を使って、農業委員さんをやっていく皆さんについては、次の新しい農業委員さんを育てる、そして選出していかなくてはならないというような時期になってくるわけですが、そういう観点からいっても、ある程度勉強する、新しい市になってから勉強するという期間が必要ではないかなと。そういう意味から申しますと、やっぱり今事務局の方からお話があったように、11月ぐらいが僕は非常にいい時期ではないかなというふうに思っているところであります。

以上です。

榛村純一会長 ほかの委員さんのご意見はありますか。

小松正明委員 掛川の助役の小松でございます。

私は、ただいま事務局からご提案のあった7月19日までの在任特例でよろしいのではないかと考えてございます。

一つには、ただいま内藤委員の方から、新市に移行してからの期間が短過ぎるのではないかと

いうご発言がございましたけれども、そのことは農業委員さんがそのまま新しく再選されるというような形の中で、必要な措置を行うことも十分可能ではないかと、その上で、替わった方がいいという判断があれば替わるべきだということはございますけれども、この7月19日の時期というものが、今、合併の時期は1月ないし3月の間ということをお話ではございますけれども、新市の中のこの3ヵ月間が決して短いということでは必ずしもないのではなかろうかと。その7月が11月に、もう3ヵ月、4ヵ月延長されたことでちょうどよくなるかという性質のものかということもございますけれども、私としては7月でよろしいのではないかという考えでございます。

以上です。

戸塚正義委員　私は、準農村地域から出ていることで、農業委員さんのお立場も十分わかる範囲で、ただ、だからどっちがいいということではなくて、参考の意見として、ほとんど農業委員さんは無投票に今まで各地区ともなっているんですね。それは、それがいいか悪いは別として、あの忙しい時期にとても農業委員の選挙どころじゃないぜということで、極力調整して選挙を避けているということも実態としてあるわけなんです。

これから広域になったときに、もしそれがそういうことだったら、非常に憂慮することであって、もう少しやはり市会議員と一緒に、こういうふうに幅広く、大勢の人が出ていただいた中で農政あるいは農業振興を考えていただく人を出すと、その選択のできる時期も選ぶことも必要ではないかということをお感じしたんですけれども、新市になって勉強もさることながら、非常にそういう、農業委員が今まで選出する背景としてそういうこともあったことはご理解いただきたいと思います。

榛村純一会長　ほかにいかがですか。

田中委員。

田中鉄男委員　掛川の田中ですがけれども、今それぞれのお話の中で、やはり私も農業委員やらせていただいた経過があるわけですがけれども、そういった中で、選挙にならないとはいうものの、事務手続だとか、あるいはそういった中での届け出だとか、そういったことについて、大変忙しい時期にそのことをやらなくちゃいかんということがあります。それについては、本人でやる場合と、また推薦を受けて、推薦人にそのことについてお願いするケースがあるわけですが、そういった意味から、今回の合併を機に、そういった時期が避けられるものなら、少しでもそういった農繁期の忙しいときには避けるような形で特例を使っていただければ、もう少しそういった意味では、ゆっくりそういった農業の方向性を示していただける農業委員さんの選出もできるのではないかなと、そんなように思います。

以上です。

榛村純一会長　ほかにいかがですか。どうですか。

では、議員の方から。

戸塚正義委員　先ほど、少し抽象的だったんですが、私としては、在任特例をもう少し延ばして、

秋、具体的にそれでは何月がいいかというのは別にして、やっぱり農業委員こそ農閑期にやった方がベストではないかと、こんな感がいたします。

榛村純一会長　ほかにいかがですか。

鈴木委員。

鈴木治弘委員　大東町の鈴木治弘でございます。

第4回の提案されたときに、事務の空白ができては余り芳しくないではないかということで、在任特例を適用するというような決定をしたというふうに考えておりますし、先ほど事務局から説明があった理由が最も適切ではないかと、そういうふうに判断をして、事務局の案に賛成をさせていただきます。

榛村純一会長　実務に詳しい川口助役さんはどうですか。

川口　・委員　特別詳しいということでもございませぬが、私見を申し述べさせていただきたいと思いますが、在任特例を使つての空白期間を短くするという考え方の中で、この7月19日の提案でございますが、先進事例等、設置された時期等の勘案をいたしまして、この約3ヵ月半くらいの期間があれば、新たな選任が可能であろうというふうに考えまして、この事務局案を提案させていただきます。

水野幸雄委員　大須賀の水野です。

やはり、この農業委員につきましても、住民の生活への影響というものを一番考える必要があるのではないかなと思っています。そうすると、農家でありましても、農家の方がこの農業委員を行う方も多いわけなんですけれども、できるだけそういうふうに支障を来さないということになれば、お茶と田植えとか、そういう農作物の農閑期が一番適任であるというふうに考えますので、できたら秋の方というふうに私は考えております。

以上です。

榛村純一会長　ほかにどうですか。

水野委員。

水野　薫委員　水野ですけれども、先ほど半井議長が聞いた意味、ちょっと今議論してるのと若干違うような気がするんですけれども、僕もちょっと気になるのは、期日が1月から3月の間に何とか決めましょうということなんですけれども、仮の話と言ったら変ですけれども、もしそれが仮に決まらなかった場合に、先に7月19日までの在任特例を決めて支障がないですかというのを半井議長が聞いたような気がするんで、私もその辺ちょっと危惧したんですけれども、これはあり得ないことだろうと思いますけれども、もしどうしても議論で期日が若干延びた場合、特に地方制度調査会が答申を出してますよね。ですから、そういうのも100%選択肢がないんだったら7月19日で結構だろうと思いますけれども、その辺の危惧する点が若干あるもんですから、支障がないですかというのを私はもう一度確認したいと思いますけれども、もしそんなふうになった場合におかしくなりますから。

榛村純一会長　それは座長として申し上げますけど、地方制度調査会の答申は、まだ法文になっ

てませんし、国会で可決してからでないと、その前提まで入れて議論をすると、ちょっと広がり過ぎでしまうと思うんですね。

だから、そういうことを含んでおく必要はあるかもしれませんが、それは今の議論の根拠にはならないと思いますけど。

松井事務局長 当然、今、合併協議会で協議されている25項目ございますが、これにつきましては、前提としては、現在の合併特例法の執行期限の中での範囲ということを前提にさせていただいて協議していただいているというふうに思っております。

ですから、もしそういったことで、今後の大きく流れ等が変わってきた場合には、当然今まで協議されたことについても、やはりそういう前提に立ち戻って、また再協議という部分のものもあるかというふうに思いますが、現時点では現行法の特例法、17年3月31日までの、そういう視野の中で協議をいただいているというふうに考えております。

榛村純一会長 はい、水野委員。

水野 薫委員 大東の水野ですが、その辺だけ確認できれば結構でございますけれども、もちろん、国会で議決しない限り、それはあり得ない話ですから、今、仮の話をするべきでないと思えますけれども、若干危惧した点は、もしそういうような状況になったときに、先に農業委員会の在任特例の選挙の日を決めて支障がないですかというだけ確認できれば結構です。はい、わかりました。

ついでに申し上げますけれども、やっぱり各地区が、農業委員会法ができたとき、全国的にほとんど7月、この時期が多いと思えますし、先ほど戸塚議長もおっしゃいましたけれども、そんなに特別大騒ぎしてやる選挙は通常あり得ないかなとは思ってますけれども、私はその辺で統一できればいいかなと思っております。

榛村純一会長 では、両首長、意見を言ってください。

大倉重信副会長 私は、今うちの水野委員の発言でよろしいのではないかなと思っております。

伊藤徳之副会長 大須賀の伊藤です。

原則は、あくまでも合併の日に農業委員会も解散をして、50日以内、その空白を埋めるための在任特例ということは今皆さんが考えられておるというふうに思いますので、この7月19日によろしいのではないかというふうに思います。

榛村純一会長 それでは、決をとるといこともいかなと思えますが、私もこのことについてだけは申し上げると、実務的な空白が起こっちゃいかんということで在任特例をつくるわけですから、事務局原案でお認めいただけたらありがたいと思えますが。

樽松友則委員 事務局の原案もいいわけですが、やっぱりこの農業委員の意義というのは、農業の専門家が出ているわけで、ほとんどそういう人が出ているということですから、やっぱりそういう農業のことを考えると、今までは7月でずっと何年かやってきたということですが、新しい市になるということになれば、やっぱりその農家の忙しくない時期、その時期に僕はそこまで延ばしてやった方がいいではないかというふうに思います。

以上です。

小松正明委員 掛川の助役の小松です。

事務局にちょっとご質問なんですが、事務局原案は7月ということで今出しまして、いろんな、特に農業に造詣の深い委員さんから、もうちょっと秋口の、この際だから少し農閑期に移した方がいいのではないかと、こういう意見が出ましたけれども、事務局として、特にこの7月に固執するというような特別な何か理由があるのか、あるいは11月では農閑期、そこまで引っ張るのはいかがなものかという何か特別な理由があるのか、その辺をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

松井事務局長 7月19日、これは協議のたたき台として提案させていただいたわけなんです、この理由につきましては、先ほど申し上げたとおり、県内の多くの市が同じ時期でやるということで、統一選挙的な、そういうことになるかと思えますけれども、そういうことによって、選挙事務等、これ毎年あることではございませんものですから、そういう選挙事務におきまして県のご指導とか、あるいはいろんな情報がその時期だと受けやすいということで、投票、選挙の事務がスムーズにいくのではないかということからの理由でございます。

あと、この場の中で、ほかにもっといい時期があるということであれば、それはそれで皆さんの合意でもって決めていただければ結構だというふうに思います。

戸塚正義委員 今の理由付けは、誠にいかんしがたい。選挙事務のために農業委員の選挙をやるわけじゃないわけでありますので、今は非常に問題があると思います。

先ほど来、空白期間をなくすということなんです、これはその年だけなんですよね。これから3年ごとにずっと空白ができるかということ、そうでなくて、その年だけ若干調整をするということだと、このことをまず念頭に置いていただかないと、ずっと引きずるような感じがしますけれども、そうじゃないということ、それをぜひご理解いただきたいと思いますが。

榛村純一会長 松本委員。

松本恵次委員 大東の松本です。

私は、いろいろな団体が、できるだけ早いうちに一つになっていくと、これは農業委員会というのは特別な選挙という形で選ばれるわけですので特別な立場かもしれませんが、そのほか合併、将来一つになっていけるものは、できるだけ早く合併していく方がいいのではないかと、新しい体制になって、一つになってやっていくという基本的な考え方を持っているわけですが、今いろいろな意見が出されている中で、やはり忙しい時期は避けるべきだというご意見がいろいろ出されているわけで、私も農業者の一人として、やはり忙しい時の選挙というのはなかなか大変だなと思うわけですが、ただ、農業関係もいろんな業種がありまして、私のようなトマト農家は、大東町はトマトの農家、大変多いわけですが、10月、11月、12月、1月、2月、3月にかけては、実はこれが私たちにとっては大変忙しい時期で、私も今日帰ってからまだ夜なべを抱えているというような、個人的なことを申し上げて申し訳ないんですが、うちのところから出ている農業委員さんも実はトマト農家でありまして、やはりこの時期というのは繁忙期に入りまして、

それぞれ皆さん夜なべやって実は頑張っていると、こういう事情もありまして、業種によっていろんなケースがあるということもご理解いただければ。

私は、どっちかといいますと、早い時期にいろんなものが一つになっていくのがいいのかなという考え方ではあります。農業関係もいろんな業種があるなということもひとつご理解いただければなというふうに思います。

榛村純一会長 採決してよろしいですか。

はい、どうぞ。

鈴木治弘委員 先ほども言いましたけれども、議員は特例を使うことは悪だと。農業委員も、本来在任特例を使うことは悪に等しいわけですね。そうした理論からいって、農業委員は実務的な処理があると、どうしても市議会議員の選挙をやった後、その後農業委員の選挙をやるまで空白期間が短くなるから、在任特例を農業委員については適用しようということで在任特例の適用が決まったというふうに理解をしております。

そういうふうに考えますと、当然、事務に支障のない範囲で、できるだけ短い期間のうちに選挙をやるというのは、これは当然の方向ではないかと、そういうふうに思うんですね。

そういうことから考えると、統一的な選挙の事務処理もあって、事務局が7月19日を提案したということで、もう誰に聞いてもらっても、事務局としては自信を持って提案した日ではないかと、私はそう考えています。事務局がもうちょっとでっかい声を出して、それ以外決める道はないというようなことで話をしていただければ、皆さんに理解していただけるのではないかと、そんなふうに思います。

榛村純一会長 これは座長としてでなくて、今、事務局ということが出ましたが、事務局の原案を出すについては私が監督者として認めたことですから、座長としてではなくて、監督者として申し上げますと、これでいいだろう、これで出せと言った立場から言いますと、先ほど申し上げたように、農業委員というものの特殊な権能、農地提案、その他の権能からいって、空白があってはいけないということですから、今、鈴木委員のおっしゃるように、できるだけ短い時期というのが当然であるという解釈と、それから松本委員がおっしゃったように、できるだけ農業委員の権能というのは農地提案だけではなくて、農政そのもの、そのまちの農業のあり方を論ずるわけですから、早く1市になって、その新しい市の農政、農業をどう考えるかというためには、一体的な農業委員が早く選ばれる方が正しいと、こう思いますので、私は事務局にこの提案でよろしいということを監督者として言いました。

あとは、今度は座長に戻りますが。

はい、原田委員。

原田新二郎委員 農業は全く素人でございますが、わからないんですが、今、皆さんのご意見を聞いていますと、一致しているところは何かといいますと、やっぱり農閑期ということの意見はみんな一致しているんだと思います。本当にその農閑期ということのとらえ方なんですが、では、お茶の方はいつが農閑期、今聞いてると、トマトをつくっている方はいつが農閑期かという、

各々違うわけですから、その共通した農閑期というのが多分事務局で提出していただいた常識的な農閑期、これが7月19日ではないかと思うんです。

だから、私も全く素人でございますが、皆さんの意見を聞いてますと、共通したところはそういうところへ落ちつくんじゃないかということで、7月19日に賛成いたします。

榛村純一会長　それでは、夜も更けますので、これは結論を出したいと思いますが、事務局提案の7月19日でよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは、農業委員会のことにつきましては、そのように決めさせていただきます。

次に、本題の合併の期日について協議をお願いいたしたいと思います。

前回協議会において、先ほどごあいさつ申し上げましたとおりのことになっておりますので、ここで率直なご意見をお願いしたいと思います。

はい、上野委員。

上野良治委員　大須賀の上野です。

今まで、今日も資料として出てます留意点について、ちょっと質問させてもらいたいと思います。

(2)の選挙の時期云々には、先ほど会長の方からいろいろ説明があったわけなんですけれども、あと(3)のアのところ、年度末には国・県支出金の受け入れが集中するなど、収入・支払いの件数も多く、暫定予算を編成する上で細かな注意を要するとか、支払い事務や決算事務が集中することとなり事務量が多くなる、こういったことが書かれていて、それとイの(イ)、3ページの方なんですけれども、年度末等は業務量が多く、住民の転入出時期とも重なり電算業務に支障を来す恐れがあるため回避することが望ましいと書かれているわけなんですけれども、このところをちょっと、もう一回説明してもらいたいと思います。

松井事務局長　資料の2ページのところでございます。

合併期日についての提案した時期は、今年の6月でございました。その時には、17年1月から3月の中旬という形であれば、どういう状況でも十分間に合うという判断のもとでご提案申し上げた訳でございますが、このところの留意点につきましては、その当時といいますが、事務局で客観的に考えられる点につきまして、年度末だといろんな業務が輻輳して大変ではなかろうかというようなところを考えて掲げたところでございます。

だからといって、ここが絶対いいとか、駄目とかという視点でこれを記載してある訳ではございませんで、あくまでも総合的、総体的にいろんなことを勘案した中で、一番いい時期というものを選定していただければというふうに思っております。

そんなところでご理解いただきたいと思います。

上野良治委員　大須賀の上野です。

6月であろうが、11月、12月であろうが、年度末の事務量云々ということは変わらないと思う

わけなんですけれども。

それと、前回の協議会の説明の時に、事務局の方では、電算の方は間に合いますよという話だったんですけれども、会長の方がちょっとリスクが大きいような発言あったわけなんですけれども、この年度末の転入、転出等の、これに対する電算業務のリスクというのはどんな具合なんですか。かなりきついんじゃないかと思うんですけれども。

奥宮 I T 政策課長 掛川市の I T 政策課長の奥宮でございます。

年度末の転入、転出事務につきましては、これに伴う電算処理、既にシステムが確立されて、新市がスタートしておれば、事務量が多かろうが少なかろうが、その電算システムで移動するというふうに考えております。

新市が、例えば 1 月 24 日に発足しているというときには、前回申し上げましたように、10 月ぐらいまでにプログラムを作成して、12 月末までにテストを終了していると。それから年度末を迎え、3 月を迎えるときには、既に新市がスタートしておりますので、年度末に作業のボリュームが多かろうが少なかろうが、その処理は正確にされていくということでございます。

ただ、1 月 24 日、仮にでございますが、スタートしておればということをお願いしまして、前回、市長の方からも申し上げましたように、1 月 24 日の新市のスタート、非常に厳しいリスクの大きい時期となってしまいました。

ですから、前回 11 月 18 日、ここで 1 月なのか 3 月なのか、日が決まっておれば、そのように準備は進めていくというような決意で前回お話をさせていただきましたが、かなり 1 月のスタートは厳しい状況にあることは間違いございません。

上野良治委員 厳しいことはわかってるんですけれども、今の発言ですと、今日の臨時協議会をやってもやらなくても同じじゃないかというふうに受け取れるんですけれども。というのは、前回の時に、タイムリミットはまだあるから、そこまで結論出せばいいよという、多分そういったことで、11 月中が今日に延びたわけですね。場所から、いろんなスケジュールの都合で。そのことについて、そういう発言されると、ちょっと私自身も疑問を感じちゃうんですけどね。

奥宮 I T 政策課長 電算システムの統合で、昨年 11 月から 1 市 2 町で勉強会を皮切りに進めてまいりまして、1 月あるいは 3 月、これに間に合わせようということで随時統合に向けてやってまいりました。

11 月に、1 月なのか 3 月なのか、そこらで提案されて、今の状況はどうかというご質問をいただいた中で、それにかかる予算、それからスケジュール、それを申し上げまして、1 月 24 日スタートでも間に合わせるように準備は進めておりますということをお答えさせていただきました。

その後、非常に時期的に厳しい状況に陥っているということで、既に 16 年 12 月末にすべてを終わらせるというようなスケジュールでやってまいりましたが、新年度、17 年度のスタートするものについては、今、1 月以降に延ばそうというふうにしております。

上野良治委員 厳しいけども、可能だよというふうに解釈して結構ですね。

奥宮 I T 政策課長 それにつきましては、もう今日あたりに決めていただければ、1 月までにス

タートのような準備に入れるのではないかな、ここらが限度かなというふうに考えております。

榛村純一会長　それでは、特に1月24日案と3月28日案について、それぞれ委員の方々から、私はこちらの方がいいと思うということで、ご発言を具体的にさせていただきたいと思いますが、どなたでも結構です。

小松正明委員　掛川の助役の小松でございます。

私の方の考えを述べさせていただきますが、私は、今掛川の8万2,000人の人口と、それから約500人の事務方の総まとめということで事務をおあずかりしております。この中で、合併に当たりまして、やはり今、先ほど上野委員の方から、合併の留意点をまず考えよと、6月提案の時の留意点を考えたらどうだということでご発言がございました。

資料の中では、住民生活の影響あるいは選挙の時期、事務処理への影響ということが書かれているわけですが、当時はこれぐらいしか、ある意味、合併の時期に関して大きく関わる問題がなかったのではないかという意味で、漠然とした項目として事務局が気づいた点を挙げたんだろうというふうに思います。

事ここに至って、私も事務方、その他からヒアリング、現状のところはどうなんだと、今まで6月から今日まで、1月でも3月でもできるというふうなお話ですと来たわけですが、ヒアリングをいたしまして、やはり電算システムの構築という点が、非常に時期的に、残りの時間資源の部分で非常に危機にきているという認識を特に新たにいたしました。

これは、6月時点では、もし1月に合わせてやっておいて3月になれば、じゃあそれはもう2ヵ月時期が延長するんだから、さらにいいはずで、1月に合わせてつくっておけばいいのではないかと、そういうふうに事務方は準備をしておきなさいというような、比較的軽い認識でいたわけですが、実は、1月に合併するときのプログラムのつくり方と、3月に合併するというときのプログラムのつくり方というのは、大工さんでいえば、全く違う家を建てるようなものだ、という点で、そういう1月の準備で3月なら2ヵ月延長という単純な発想ではないということでございます。

それは、1月に合併するということは、残り2ヵ月が新年度分の、新市において最後の2ヵ月というのが新市の中の業務として取り残るわけですが、この2ヵ月に発生する業務を処理することのためには、手作業ではとても、今日、電算システムに頼っている我々の業務は、とても手作業ではこの2ヵ月間を処理できない。当然、2ヵ月間のために新たな電算処理のプログラムをつくる必要があると。それに要する日にちが、今刻一刻と失われているという意味で、この1月24日の合併をするためには、本当にもう、今日明日にでも、本当に今日1月だというふうに決まれば、まだ何とかぎりぎり間に合うけれども、この時期をどんどん逸するということは、1月の合併が非常に苦しくなるというのは事実だと、こういう認識でございます。

それは、例えば家を建てるときに、もしおじいさん、おばあさんが来るのであれば二世帯住宅を建てましょうという話ができる、しかし、おじいさん、おばあさんが来ないんであれば、じゃあ夫婦だけの家を建てますと、だからどちらにしますかという選択、家に例えればそういう選択

なわけですね。だから、じゃあ二世帯住宅の準備をしとけばいいということではなくて、そういう仮定の話ではなくて、どちらの家をつくったらいいのか決めてくれと、そうしたら初めて図面も書けるし、資材も発注できるし、家の建て方も現実のものとして考えられると。だから、1月か3月かという時期をまず決めるというのが非常に重要だという認識であります。

そういう意味で、1月と3月というものを比較いたしますと、今非常に1月のためのプログラムというのが構築が非常に苦しくなっています。個別に言い出すと、固定資産税のシステムとか国保のシステムというものは、もう17年1月に新市の部分のシステム、耳をそろえて出せるという状況には至っていない。既にもう半分万歳に近くて、17年1月のプログラムだけは間に合わせますと。それが間に合った暁に17年4月に出せるというような、非常にせっぱ詰まった状況に近づいてきております。

そういう意味で、この2ヵ月間のための業務を起こすということが非常に合併の状況に移行するに当たって膨大な事務量になるというのが、今8万人の人口の中で移行する上でも非常に現実なものとしてあらわれてきています。

そういう意味で、1月に合併をするという時期と3月に合併をするリスクの度合いあるいはコスト、さらに言えば、プログラムをつくるというのは、大工さんでいえば、家を建てるには大工さんでありますから、お金だけで解決しない、SEというエンジニアがどれくらい現実にいるかという問題にも帰着します。そういうトータルなことを考えると、1月の合併というのは非常に今苦しい段階になっている。

私としては、3月という形にさせていただいて、新市の残りの日数を4日間、28日合併であれば、28、29、30、31と、4日間の残り業務の中でのプログラムを前提にするという作業をさせていただくのが私としては非常に助かる。助かるというよりも、そちらの方を私としては意見として述べさせていただきたい、こういうふうに思います。

以上です。

榛村純一会長 内藤委員。

内藤澄夫委員 今、掛川の助役さんから、るる3月がよろしいという説明があったわけでありませけれども、前段、先ほどIT課長が、今日の段階であれば、1月でもできるということを言っておりますので、それを助役ができないということを使うというのはいかなもんかというふうにもちょっと思います。

そういう中で、もうこれは1月でもやれるよ、3月でもやれるよ、その中の意見を述べるというようなことでないと、課長さんはできると言っとる、助役はできないでは、これは掛川の市役所どうなってるんだということに僕はなりかねないと思います。ぜひ、そんな論議をしていただきたいと思います。

榛村純一会長 実は、一昨日、首長と助役の1号議員だけの会合で、今日の持ち方をどうするかということで協議いたしまして、それぞれ1市2町の事務方の幹部職員、部課長の意見を聞いて寄り集まるようにということで、一昨日の2時から5時半まで6人で、部長あるいは企画課長を

入れて全部で12人ですか、両方の、1月24日案と3月28日案のそれぞれに言えることを、それぞれの部課長から聴取して、まとめたたたき台があります。これを両方、全く公平に記述してあるつもりですので、それを見ていただいて、それで論じていただく方が議論がかみ合うと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 では、事務局、これを配ってください。

(資料配付)

榛村純一会長 それでは、お配りしたら、それを見る方とおトイレ行く方と、それぞれあると思いますが、10分間休憩いたします。

休 憩 午後8時05分

再 開 午後8時18分

榛村純一会長 それでは、会議を再開いたします。

先ほどお配りしたたたき台を参考にしながら、それぞれご発言をお願いします。

はい、田中委員。

田中鉄男委員 合併協議会へずっと出させていただいてきて、一つお伺いしたいんですけども、合併は何のためにするのか、誰のためにするのか、1点、初歩的な質問で申し訳ありませんけれども、教えていただきたいと思います。

榛村純一会長 では、私からお答えしますが、もちろん住民、市民のためですよね。

それから、何のためにということになりますと、これはいろいろな見方がありますけれども、時代と国と制度が大きく激動しつつあると。それに対して3,200市町村の、350万の町から900人、1,000人の町、村までであると。それでは地方制度として、自治体として対応ができないのではないかと。だから合併して、もう少し力をつけなければ、地方自治や地域充実はできないと。時代と制度と国が大きく変わる大波に対応するためにやると、これが本質の考え方だと思いますね。

しかし、それを号令かけたり、何かだれかが、見えざる手が支配しているという観点からいえば、明治の大合併のときに7万1,000あった町村を1万5,000の市町村に、明治22年にした、それが明治の大合併ですよね。これも、誰が号令かけたかわからないけれども、やっぱりこれから日本が立ち行くためには、こういうように7万1,000も町や村があっちゃしょうがないということで1万5,000の市町村制を敷いたわけですね。そのときは憲法も発布しましたから、だから大きな改革だった。

その次に、戦争に敗れて、昭和28年から9年にかけて、35年までに行われた合併が、1万1,000あった市町村を3,300にまとめたわけですね。それが昭和の大合併です。これもマッカーサーの指令だとか、新憲法の結果、やっぱり従来のような国土復興ができない、だからまとまってということで、小笠郡でいえば、4町31村あった小笠郡が1市5町にまとまったわけですね。これが昭和の大合併。

そして、今回、平成の大合併ということになってますから、時代でいえば明治の大合併、昭和

の大合併、平成の大合併と、その3つの区切りの、それは時代の声だと思えますね。

したがって、地方分権とか地方自治、国の制度が、もうたがが緩んできた、制度が疲労した、だから日本国は漂流しつつあると。その漂流しつつあるときに、自治体こそしっかりいなきやいけないと。だから、その自治体がしっかりするためには、もうちょっとまとまって力をつけなければならない、それが住民、市民のための幸せのために大事であると。さらに、少子・高齢化になったから、少子・高齢化に対応するために、もうちょっと自治体としての力をつけなければいけないと、これが合併の本義だと思います。

はい、田中委員。

田中鉄男委員　　ありがとうございました。

住民、市民のための合併と、あわせて自治体に体力をつける、そういったことであるということのご説明をいただいたわけですが、そういった視点から、私は前回も農業者の代表という立場の中で、選挙の時期については、できるだけそういった忙しいときを避けていただきたい、あるいはこのそれぞれの1市2町の部課長さんの中にもありますように、大須賀町の皆さん方については、議会の選挙を行わなくちゃならぬというようなこともあります。

たまたま、今、合併小委員会の方で、新しい都市ビジョンの策定にもさせていただいて検討しておりますけれども、やはりそういった中でも、市民参加型のまちづくり、そういったものを進めていこうということで、いろんな提案がされているわけですが、その時に新しいまちの出発に当たって、何かそういうふうな思いが今回の協議会のいろんな議論の中で出てこないかと、民意が出てこないかと。先ほどの助役さんの説明もそうですけれども、事務方の都合が随分出てきます。

当初、我々がこの協議会の委員になった当時、先ほど冒頭に上野委員さんからお話がありましたように、これこれこんな理由で、そのときは避けていただきたいというようなお話もありました。ですから、基本的にそのことは避けて考えなくちゃいかなのじゃないのかなというような思いで今日まで来ているわけですが、今になると、そのことが、さも合併の中では、事務方にとっては一番都合のいいときだというような言い方になってきているわけであります。

そういったことを考えていきますと、会長がおっしゃった住民のため、あるいはそのことによって自治体の体力をつけながら、今後の地域住民のためのサービスを行っていくという視点から考えれば、やはりもう少しそういった市民の民意が、こういった協議会の中でそれぞれの委員さんから出てきてもいいのではないかなと、そんなふうにも思われます。

そういったことで、私は前回にも申し上げましたけれども、お茶農家だけでなく、お茶屋の皆さん方あるいは今お米をつくっている農家の皆さん方については、来年からお米政策が大変変わってまいります。その中では、売れる米づくりをさらに進めていかなきゃならぬということもあります。現状、掛川、大東、大須賀の皆さん方の早期米の対応等についても、全体で約45%ぐらいが早期米で、4月の中で田植えがされる状況でもあります。農業というのは、やはり季節的な中で作付けをしたり収穫をするということが、そういった中で自然とともに生かされて

いる職業であります。そういったことをやはり考慮いただいて、そういった中で皆さん方で合併の期日についてもご協議いただきたい、そんなふうにも思いますし、それがやはり我々にとっては大変ありがたいのと、そんなふうにも感じているところであります。

もう1点は、3月の合併でいった場合には、選挙の期日については、お茶なり農繁期を避けられるよというような意見もあるわけですが、全国的にこの合併が叫ばれている中で、果たして将来もそのことが、掛川なり、あるいは新しいまちの選挙管理委員会のサイドで選挙の期日が決められるものかどうか、そういったことの保証がどこにあるのか。そういったことが全国的に行われてくれば、当然統一地方選というような形の中で議員さんの選挙も行われるわけでありまして。そういったことを考えてみますと、やはりそのことは避けていただきたいと、そんなふうにも思っております。

ぜひとも、皆さん方のその中での私たちの立場をご理解いただいて、また慎重なご協議をいただきたいと、そんなふうにも思います。

以上です。

榛村純一会長　ほかにいかがですか。

はい、原田委員。

原田新二郎委員　掛川の原田でございます。

今、この手元へ参考資料として配付されたわけでございますが、この中に、1から6まで、いろいろ羅列されているわけですが、住民が最も関心を持っている項目は何かということ考えた場合、やっぱり住民のための我々は代表でございます。そうすると、このまず第1項目に選挙の有無ということ、それから予算の実行、電算システム、公共事業、新事務所と、こういうふうに書いてありますが、そういうことの中から考えますと、電算システムということが最も私は市民に直結する大切なことではないかと。そういうふう考えた場合、事務方のリスクという問題についての説明が非常に不足しているのではないかと。

したがって、あえてリスクの多い方を選ぶべきではないと、やっぱり安全な方を選ぶべきではないかと。それがやっぱりこの予算とか、あるいは公共事業とか、こういうようなことについては、市民がどのくらい関心を持っているかということ、電算システムに比べたら私は関心度は薄いと思うんです。

したがって、この電算システムのリスク、こういうものをもう少し詳しく事務方にひとつご説明を願って、リスクの少ない方を選んでいくのが、やっぱり市民のためではないかと、こういうふうにも思いますので、もう一度、事務方にご説明をよくお願いしたいと思っております。

榛村純一会長　それでは、皆さんも同じようなことで、ちょっと説明してもらえますかね。

IT政策課長。

奥宮IT政策課長　掛川市のIT政策課長の奥宮でございます。

この合併時期の1月と3月での大きな違いといいますと、やはり税関係の電算システムが大きな違いは出てまいります。

例えば、1月24日に合併した場合に、旧年度、平成17年1月でいいますと、16年度が2月、3月あるわけで、固定資産税の最終納期、4期分、大東町におかれましては納期が2月末なんです。大須賀町は4期が11月末、掛川は12月5日ということで、新市発足のときに、掛川市と大須賀町は16年度の納期が既に終わっております。大東町だけが、新市発足後、最終納期、4期分が2月末でございますので、それが収納されてくるということで、新市のシステムと旧の大東町の固定資産税のシステムが同時に稼働しておらなければ収納ができないというようなことが想定されます。

それから、国保税で参考事例をお話ししますと、掛川市の国保税は、本算定のみ8期で、大東町、大須賀町につきましては、仮算定2期、本算定4期の6期の計算でございます。それらを考えますと、掛川市の7期、8期分が2月5日、3月5日ということで、新市発足後、7期、8期が残ります。大東町につきましては、6期分が1月31日納期でございますので、6期分が新市発足後、16年度分として残ります。それから、大須賀町につきましては、6期分が2月28日納期でございますので、その6期分が16年度分として残ります。ということで、1月24日スタートの新市のシステムと、旧の掛川、大東、大須賀、これの3つのシステムが同時に稼働しなければ、国保の16年度分の納期が完了できません。

そういったことから、特にこの税関係につきまして、1月24日に新市が発足しますと、新市のシステム、それから旧の1市2町のシステム、これが同時に稼働させていかなければならないというような事態になります。

これが、3月28日の新市の発足ですと、これらの納期がすべて終わっておりますので、旧の1市2町のシステムというのは、必要なくなります。新市のシステムで稼働していければ、17年度対応でいいと。

それが、先ほど掛川の助役がおっしゃった1月と3月、1月でシステムを仮定して行って、3月になればそれが使えるかということでございますが、そういうことは一切ございません。1月は1月のシステム、3月のシステムは3月でなければ稼働できないということでございますので、非常に両方のシステムを見ながら進んでいくということになりますと、膨大な経費がかかるということが、先ほどお配りした1月分の中に記載されていることであるということでございます。一例でございますが、そういう税関係については、非常に1月と3月では違ったシステムをつくらなければいけないという事態に陥ってまいります。

以上でございます。

榛村純一会長　はい、菅沼委員。

菅沼信夫委員　県の行政センターの菅沼です。

各委員さん、心配されているのが、今まで質問があったように、電算は大丈夫か、事務は大丈夫かと、そういう質問を何人かされてきたわけで、何とかなるというような雰囲気のお答えをもらってたので、それならば1月でどうかと考えてた人が大分おられるのではないかなと思うんですよ。

今のような事務局の事情があるのならば、質問されるより先に出してもらわないと、判断に迷いというか、狂いが出てきちゃいますよね。

これは、委員さんの資料ですよ、1号委員さんの。事務局の資料ではないですよ。協議会1号委員会議と書いてありますけれども、事務局としてやっぱりそういった、今まだほんの一部分と言いましたよね、その事例が。税のシステムを両方で並行して動かす大きな負担となるのは、今言われたのがほんの一部の事例だと言われましたけれども、もっとほかにあるんなら、それを出さないと。それで、できないんならできないと言わないと、今やっている議論が無意味になってしまいますよね。もし電算が間に合わないんなら、間に合わないとはっきり言ってくれないとね。

奥宮IT政策課長　　ですから、最初に申しあげましたように、1月で新市が発足するであれば、前回の11月18日あるいは本日、ここらでどちらかに期日を決定していただければ、事務方として、1月に間に合うような新市のプログラムあるいは旧の1市2町のプログラム、これは何が何としてでもつくって1月に間に合わせるのが、事務の今与えられている職務であるというふうに考えております。

榛村純一会長　　菅沼委員。

菅沼信夫委員　　そうしますと、膨大な費用がかかると言ってるじゃないですか。その費用がどのぐらいかというの、いろいろ判断する一つの材料になるわけですよ。この前お聞きしたときは、10月にシステムができ上がりますと、12月までの2ヵ月間で試行ができますと、だから皆さん、それじゃあ何とか大丈夫なのかなという安心を持たれたと思うんですよ。

だけど、今のような、システムはでき上がったとしても、1月から稼働するとなると、その両方のシステムを並行して動かさなきゃいかん、膨大な費用がかかる、膨大な費用が幾らぐらいなのかというのまた大事な議論の対象になると思うんですけども、そういった資料というのが最初に出されてから議論をしないと、何か今までやってきた議論が無駄になってしまうような気がするんですけども。

奥宮IT政策課長　　前回、この合併に対する費用はどれくらいかというご質問につきまして、おおむね今現在、考えられるのは6億前後というふうにお答えさせていただきました。

今までいろいろ60数項目のシステムの統一につきまして、それぞれ見積もりを集めまして、計算をして、おおむね6億前後、これで収まるようになるかと思えます。ただ、先ほどの税関係の新市分、それから旧の1市2町分、これを並行に動かすという場合に、今考えられるのは数千万、このシステムをつくるのに要するであろうと。はっきり幾らと、まだそこまでは言い切れませんが、数千万の費用がさらに必要になるのではないかというふうには考えております。

榛村純一会長　　はい、内藤委員。

内藤澄夫委員　　今、ITの課長から、どれくらいその経費にかかるということで、6億という、概算だと思いますけれども、出てきました。

もしそれが、例えば3月の場合だとどれくらいかかるか、それもあわせてお聞きしたいという

ふうになっております。

それと、合併をしていく中で、例えば公共料金、それから、すべてそういうものに絡むのがサービスは高く公共料金は安くということで、それをモットーにずっとやっているところではないかなというふうになっております。

例えば、保育園の授業料といいますか、月謝にしてもそうであります。掛川さんが今現在だと6万8,000円、うちの町が4万8,000円、そして大東さんが3万8,000円ということであります。それを、公共料金を、とにかくサービスをよく、そして公共料金は安くということの中で今進めているところであります。

その中におきまして、大東に合わせたときに、1年間にどれぐらいの一般会計から繰り出すお金が必要なんだということでもありますけれども、言ってみますと年間当たり1億7,000万ぐらいのお金を出していかなくちゃいけないということでもあります。例えば、これを3年続けますと5億1,000万、万が一5年ということになりますと7億を超すわけであります。現実には、公共料金一つとっても、そういうふうにお金がかかるということなんですね。これは、やっぱり先ほどから言っておりますように、百年の計という大きな歴史の中で育んでいく中の生みの痛みと申しますか、そういう部分というふうには理解をすることも必要ではないかなというふうになっております。

そういう中で、今までの、要するに1月でもできる、3月でもできるということの中で、事務方の皆さんも一生懸命やってきてくれた、我々はそれも1月ということで期待を持っていた。ところが、今になってみると、1月は莫大な経費がかかるよ、莫大なリスクがかかってくるよということでは、やっぱり僕は済まないと思うんですね。基本的には、もう1月から3月の合併というのは、ずっとこれは考えていたことでもありますから、その中において、今になってそういう細かいことになって、金がかかる、リスクが膨大だと言って3月だということは、僕はいかがかなというふうになってます。

事務方としては、今日の中でできれば、やれるということをおっしゃるので、ぜひそんなこともお含みおきをいただきましてお願いしたいというふうになってます。

榛村純一会長 原田委員。

原田新二郎委員 今、菅沼さんの言ったことに賛同しているんですが、この前、1月の意見を申し上げました。しかし、その時には、大須賀町の合併ということのみ単純に考えて言ったんですが、段々こういうふう掘り下げていくといろいろの問題が出てくると。こういうふうになった場合には、やっぱり菅沼さんが申し上げたように、もっともっと詳しく言ってもらわないと、委員の人たちの判断に困るといことは事実でございますので、誠意を持って事務局の人にさらに詳しくご解答を願って、私はもし間違った意見を前に言えば、それはもう当然自分の非を認めて前言は取り消し、そして新しいご意見をまた申し上げたいと、こういうふうになっておりますので、ぜひそのリスクという問題について、お金以外のリスクについて、もし何かありましたら、ひとつご説明を願いたいと、こういうふうになっております。

奥宮IT政策課長 1月、3月、いずれにしても6億前後の経費はかかると。

3月に比べて、1月に合併になった場合には、先ほど申しましたように、新市分あるいは旧の1市2町分、これの上乗せとして数千万かかるということでございます。

内藤澄夫委員 内藤です。

今、1月、3月、どちらも6億円ぐらいはかかるということでありまして。しかし、新市の分として、1月の場合については数千万と。その数千万が9,000万なのか1,000万なのか、ちょっと僕らもよくわからないところでありますけれども、その辺についても、もう少しわかるという範囲の中でお答えいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

そして、どこまでいっても私たちの町は1月の選挙をお願いしたい、1月の合併をお願いしたいということを前々から言っているところでありますけれども、2ヵ月、3ヵ月の間に2回の選挙、そしてもっと言いますと、首長さんの選挙がありますので、3つ選挙があるということなんです。そういうことをこの前も言ったわけでありましてけれども、町民の皆さんに理解をくださいよということは、とても理解をされることではないと思うんです。なぜ大須賀町にはそれだけの大義があって、それが通らぬのだと、事務的に何とかやれるというならそれでやらせてもらえばいいじゃないかということは私たちの町民ほとんど言っておりますので、そういう中で選挙を2回やるのが果たしていいのか、例えばリスクとして数億も余分にお金がかかるとなれば、新しい市に移行するに、これはやっぱりそれも考えていかなくちゃいけないと思うんですけれども、そういう中で、ぜひ大須賀の小さな町でありますけれども、お願いを聞いていただければ大変ありがたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

榛村純一会長 どうぞ、大事な問題でありますので、遠慮なく意見を申し上げます。

滝沢委員。

滝沢恵子委員 掛川の滝沢です。

前は、1月も3月も、その差がほとんどちょっとわからなかったものですから、大須賀のことを考えて1月という意見を出しましたけれども、今日、こういう資料をいただきまして、システム関係のところ、何が何でもやることはできるというのはわかるんですよ。それで、すごい頑張ってもらえるとは思いますが、電算システムができたとして、この表の中にいろいろリスクがあるとか、サービスが低下するとか、いろんなことが書いてあるわけなんですけれども、実際、1月にした場合、市民全体にどれだけこういう迷惑というか影響というのがかかるかということを知りたいなと思うんです。

大須賀町の皆さんも、本当に選挙のところであらゆる思いをされると思うんですけれども、大須賀町の皆さんも、実際そういうシステム関係でいろいろ負担が出てくると迷惑をこうむることになると思うんですよ。ですので、そこを、できることはわかりましたけれども、どの程度のリスクがあるというか、市民に迷惑というか影響が出るかを、もう少し詳しく説明していただきたいと思うんですけれども。

榛村純一会長 IT政策課長。

奥宮 I T 政策課長 昨年11月から今日まで、60数種類のシステム統合に1市2町の職員でいろいろすり合わせをやってきております。当初、考えられなかったいろんな問題、先ほど言いました納期の問題等々出てまいります。それらについて、どういう解決方法があるか、それをまた担当レベルで調査、精査いたしまして、一つずつ問題解決していくというふうに今までやってまいりました。

住民、市民の皆さんに、新市発足のときに迷惑をかけないようなシステムづくり、これが私どもに与えられた使命でございます、それらを今後も続けていくつもりでございます。ですから、1市2町の事務の職員が、通常業務とは別に、これからこの統合に向けての事務をさらにやっていくということでございますので、当然勤務時間も長くなるだろうし、いろんな時間外手当とか、そういう費用もかかってこようかと思えます。

それと、期間が迫ってきておりますので、早い時点で1月あるいは3月、これを決めていただかないと、これからこの電算システムは職員だけではつくれませんので、委託をして、その専門の業者をお願いするということでございますので、そちらの方への影響、コストも出てくるということでございます。

ですから、事務屋としては、新市発足のときに住民に迷惑をかけないようなシステムづくりということでやっております。

答えになったかどうかわかりませんが、そう言うしか担当としてはお答えできません。

榛村純一会長 河井委員。

河井 清委員 私は、今までこの会合でたびたび感じてきておるわけですが、それぞれにそれぞれの自治体でいろいろな、我が町、我が市はどの方が有利か、そんなことよりも、まずこの1市2町がうまく、今後のために良かったなという、そういう結果を得るためには、やっぱりその辺の住民の感情も十分に酌み取っていただいて、もちろん電算システムなどの経費、こういったものは少しは余計にかかるかもしれないが、それぞれの町が、ああ良かったな、うまくいったなという結果を出したいじゃありませんか。私はそういう観点で、この委員会に出てきていると思うんですが、我が町だけが良ければいいという気持ちは、私もそうですが、最初から持ってはおりません。ぜひ、そういった気持ちを皆さん持っていただいて、いい結果を得たいじゃありませんか。私はそう思っております。

榛村純一会長 ほかにいかがですか。

松本委員。

松本恵次委員 一つ質問させていただきたいと思うんですが、これわかる範囲でお答えいただければと思うんですが、市民、住民への影響というふうな話が出ています。その中で、例えば、市民がいろいろな活動をしているわけですね。全くボランティアの自主的な活動みたいなものは、そう大きな影響はないだろうと思いますが、例えば助成金をもらって活動しているような、そういう団体の場合、ちょっと聞いたところでは、年間活動の方も、最後まではこれはできないのではないかというような話も聞いたりしていますけれども、その辺の問題はどんな具合なんです

ようか。

松井事務局長 団体の補助金につきましては、通年といいますが、年間を通じての活動に対する補助金も結構ございますし、交付金等もあるわけですが、これはいつの、どこの時点で合併しようが、支払いの方は、現在の1市2町で支払う部分と、それをまた残りの部分について新市に引き継ぐ部分とに分かれることはございますけれども、今まで1年間の年間のいただいておった補助金が、合併によって、直接その合併期日のタイミングによって減額になるというようなことは、基本的にはないというふうに考えております。

合併期日の後の、新市の部分で残った部分については、そのまま新しい負担行為といいますが、事務的にはそうなんです、そういった形で引き継いでいくものというふうに思っております。

榛村純一会長 ほかにございますか。

小松正明委員 掛川の松でございませう。

私の立場は、3月でお願いできないかというものでございませう。

大須賀町さんが選挙しなくてはならない、2回しなくてはならない、1月であれば、それが一度で済むのだと、非常にわかりやすい議論とわかりやすい課題であるという一方で、1月24日にするとリスクが大きいと。リスクとは何だと、どの程度のものかと、どのぐらいのボリュームでいかほどのものかということが、片や非常に薄ぼんやりとして、もやもやとして見えない、非常に片方では認識しづらい問題というものの、この意見のぶつかり合いというところで、非常にわかりやすい議論なのと、何言っただかわからない、今まではしかもできるできると言ったのにおかしいじゃないかという、そういう今までのことも振り返ったいろんなご批判もあろうかと思ひます。

しかしながら、私どもが今心配しているのは、8万2,000の市民のデータを移管するということが一つですが、新市になれば、今度は11万5,000人という市民のデータをお預かりして、これを無難に新市の中に移管するという手続きがあります。その中で、例えば固定資産税だとか、国保税だとかという、いろんな目に見える単語はそれぞれ数少なくあるわけですが、今日、我々の市役所の業務というものは、電算システムの完璧な構築なくしてはできないという状況にまで追い込まれています。それだけ複雑な業務を、我々はこれだけの市役所の事務方の職員でこなしているというのが現状です。そのことは、非常に実は見えづらいんだと思ひます。

コンピューターシステム、電算システムができるかどうかというのは、物事が決まれば、後は力技でできる部分もあるんですが、実はその前段の部分、掛川のシステム、今までの大東のシステム、大須賀町のシステムというものを、どこに合わせるのか、その3つを突き合わせて、どういう形で新市のシステムとしてするのかというところの、その前段のすり合わせの部分も実は非常に難しいというのが現状です。そのことが決まれば、ある意味力わざで、日数とSEの力を借りればできるんですが、そのこと一つとっても、期日が決まらないうと、なかなか本気になって、じゃあどこに合わせようかという気持ちにならない。あたかも、夏休みが間際にならないと宿題がなかなかできないという子供のような気持ちの部分もございませうけれども、なかなかそういう

意味で日数が決まらなると、本腰を入れてどこに合わせざるを得ない。ある意味、担当者が集まっても自分の主張は諦めると、自分の主張は降ろすからそれに合わせてくださいというような最終的な判断をするに、やはり非常にこれからも時間がかかるだろうということです。

そういう意味で、結局、役所の人間が楽をしたいから後の方がいいのではないかというご批判もあるかもしれませんが、我々としては、この新市の膨大な電算システムが完璧に、2ヵ月程度のテストランの期間も含めて、完璧に動くという保証のもとで新市に移行しないということは、結局住民、新しい市の市民サービス、住民サービスに対して著しいサービス低下と、あるいは不利益をこうむるだろうということを懸念しておりますし、心配をしております。そのことがリスクの増大、膨大な事務量というような言葉でしか表現できないのが表現力の劣るところであります。そのことを、11万5,000人の市民データをどういう形で移行するかということ、我々は非常に今残り少ない日数の中で恐れているというのが現状だろうと思います。少しでも多くの余裕を与えていただきたいというのが私の立場でございます。

以上です。

榛村純一会長　ほかにございませんか。

大須賀町の2号委員さんだけ発言なさいましたが、大東町の2号委員さん、いかがですか。

鳥井昌彦委員　大東町議会の鳥井です。

この期日のことに関しましては、本当に6月に投げかけられる前からこのようなことを話し合っているというふうに思っております。

私どもの議会では、法定協議会の報告会、それから特別委員会、研究会、こういった中でも話し合いを何回かさせていただきました。

そういう中で、先ほど河井さんの話にもありましたように、この合併を何とかうまく滑り込ませたいと、そういう気持ちの中で、私どものところとしては、期日としては3月がいいと、これは議会全員が一致しているところでございます。

しかし、大須賀の選挙のことを考えると、大須賀のことも考えにやいかんじじゃないかと、こういう中で、在任特例が使えるならば、たとえ3ヵ月でも半年でも在任が使えるならば1月でいいじゃないかと、そういう場合には、我々は1月で賛成するよと、こういう経過の中で進んできたところでもあります。

しかしながら、先ほど鈴木委員が言いましたように、悪の根源のような言われ方をなされる中で、在任特例が使えなくなったということもありますので、現状、大東議会としては3月が、このような理由によりましてベストではないかなというふうに考えているところでございます。

榛村純一会長　では、掛川の合併委員長。

山本義雄委員　掛川の山本でございます。

今日も実は12月議会が終わって、この会に臨みまして、議会としてどういうことが言えるのか、11月27日も特別委員会をやったわけでございますが、その後、1市2町の議員懇談会、それからまた、その時にも首長さんの3人の調整に期待するというようなことでその時はなったわけです。

が、それを踏まえて、今日議会が終わって、午前中2時間ぐらい特別委員会をやったわけですが、その中でも、掛川市としては、今年の選挙の時に17年3月を目途に合併するというようなことをそれぞれ選挙期間中言ってきましたので、それが基軸ですが、大須賀町さんの1月24日、これが本当に何と言うか、大須賀町さんのことを思うと、どの議員も、やはりそれも重く受け取めにやいかんということで、今日も議論はそれぞれしたわけですが、掛川の議会としてはまとめられませんでした。

そういうことで、今回のこの協議会の成り行きに、それぞれ出ている4人の我々、正副議長、石山議員さんに任せるというようなことで、どう任されたというように本当に苦慮したわけですが、そういうことで、掛川としては、どちらかがやはり譲らないとできないんじゃないかなというように強く感じております。

当局が出されました3月28日、このデータを見ますと、やはりこのデータを見る限りでは、一番リスクの少ない、行政として、また市民の安定した合併が出ていくには、3月28日、これがいいんじゃないかなというふうに思うわけですが、一方、大須賀の、その間に2回やるかということになりますと、じゃあ掛川でそうなった場合、やはり大須賀さんの言うような課題も身につまされると、それも考えにやいかんということで、掛川としてはそんなことで、皆さんのいいお知恵の中でやってみたいというような形の中で、結論は長時間やったわけですが出なかったところではありますが、前回の会議では、3月28日を基軸に、大須賀町の皆さんの調整をどのようにしていくかということでありましたので、前回の特別委員会は、方針としては変わらないような中で来ましたので、報告としておきます。

私の感じはそういうことですが。

石山信博委員 掛川の石山でございます。

今日、この席に座ってられるのは、どういう経過があって座ってられるのかなということを考えてみました。

私は、昨年副議長をやらせていただいたものですから、山本さんが議長さんで、2人で実は昨年からのこの合併について深く関わらせていただいていたわけですがけれども、この1市2町の合併、こうしてテーブルへ着くまで、その前のいろんな調整、議論というのは、随分何回も何回も寄って重ねて、そしてこのテーブルができたわけですね。

基本的な部分で、この1市2町が少しずつスタンスが実は違っているわけです。大須賀町さんは、最初から、合併をするんだったら掛川を外せないというスタンスでずっと今日まで来てくれておりますし、大東町さんは、小笠郡をまずまとめるべきだと、そうして小笠郡をまとめた上で掛川と合併していこうという、今はちょっとわからないんですけども、その当時はそういう考え方。掛川市は、特例市を目指した合併をしていくべきだというように、1市2町の基本的な考え方が少し違っていたと。

その、それぞれ違っている1市2町が、合併をするという形でテーブルに着くには随分調整をしてきているわけです。今日、こういうことも想定をしながら合併の期日を考え、大須賀町さん

の選挙を避けるためにはどうしたらいいだろうか、あるいは大須賀町さんに選挙をやっていただいた場合には、どういう条件が飲んでいただけるだろうかというようなことを、いろいろ協議をしてきて、そして11月の選挙という案を出したわけですね。それは、合併は3月の末、そして当然大須賀町さんの選挙もあるわけですが、しかし大須賀町さんは、その場合には選挙をやるけれども、しかし、秋までとは言わなかったんですけれども、少し在任特例を使って、そして間をあけるといような案はどうだろうかというような、そういう議論もして、そして一度この1市2町の協議会に出席している議員だけの会合では、在任特例を使って11月と、そういう線が出たわけですね。

ところが、今、鳥井議長さんがおっしゃったように、在任特例を使うことは悪だというような形で、最初から3号委員さんがおっしゃったということもありまして、私ども議員としては、市民代表という形で出てきていらっしゃる3号委員さんがそう言うんだったら、我々議員がそれを推して在任特例を使っていこうという、そこまでの説き伏せはできないだろうということから在任特例をあきらめたわけですが、しかし、合併ということを考えると、この1市2町が、それぞれ少しずつ基準の違う1市2町が集まると、合併していこうということですので、やはりその辺、激変緩和もあわせてやはり考えていく必要があったのではないかなと、今つくづくそう思っております。

掛川の特別委員会の中で、ある委員がおっしゃいましたけれども、先に外堀をどんどん埋められちゃってるんだから、選択肢はないよと言われましたけれども、確かに外堀が埋められ、内堀も埋められ、選択基準がどんどん狭まっているという状況の中で、それぞれ1市2町が譲り合える範囲でやっぱり譲っていくということが必要ではないかなと、そんなふうに思います。

榛村純一会長　　いかがですか、ほかに。

滝沢委員。

滝沢恵子委員　　掛川の滝沢です。

大東町の鳥井委員にちょっと質問なんですけれども、2号委員の方で、全員一致で3月というふうになった理由を具体的にちょっと教えていただきたいんですけれども。

鳥井昌彦委員　　2号委員というよりも、大東町議会でこういったものを検討したときに、私どものところでは全員から意見を聞いております。そういう中で、3月でいいじゃないかと、基本的に、全員がそういう意見でした。

しかし、大須賀のことを考えると、やっぱり選挙というのは自分らも戦ってきています。そういう中で、やはり在任が使えて選挙日を変えられるなら、1月でいいじゃないかと。また、その時にはそういう1市2町の空気の中にもありましたので、私どもはそういうことで、じゃあそういうことならいいと、1月でいいということで議会としては結論を出して、そういうふうな方向で話し合ってきました。

しかし、在任特例が使えないということであるならば、やはり基本的に3月ではないかと、私どものところでは、現状そういう考えです。

しかし、ここの決めでありますように、3分の2以上が1月でいいよということならば、私も何らそれに対して、それでも何でも反対はする気持ちはございません。皆さんでまた協議するつもりでございます。

滝沢恵子委員 すみません、そうではなくて、3月を選ぶ、私も判断にすごい今悩んでるんですけども、3月にするという理由を教えてくださいたいんですよ。例えば、こういうリスクが大きいとか、いろんな理由があると思うんですけども。

鳥井昌彦委員 こういったことが話し合われております。電算のことで、こんなに金額が違つか何とかということまでは気がつきませんでしたけれども、本来は4月1日が、暫定予算を組まなくても、1日でも組まずにいいと。3月28日でも、たとえ3日でも暫定を組んだりしなければならないですね、1月でも当然そうです。そういうことなんかも含めまして、3月という意見が多かったと私は思っております。

榛村純一会長 なぜ1月かというのは、大須賀町さんの説明でよくわかるわけですけども、なぜ3月かということについては、川口さん、いかがですか。

川口 委員 仕事の関係もございまして、幾つか考え方がございます。

協議を重ねてきている中で、ずっと考えてきたことは、大東町としても特徴ある仕事を進めている部分がございます。そういう中で、完結をして、新市に引き継ぎたいというふうなこともございます。

そして、先ほど議長が言われたように、私も暫定予算の組む期間、それから電算システムがこのように複雑だというふうに、まだまだ認識が不足しておりましたが、あるとするならば、このリスクの少ない時期に変えるということが可能であるなら、3月がいいなというふうな思いです。

それから、今後のもう一つの考え方としては、将来にわたっての選挙の時期、この時期が3月の定例議会の前よりか、3月の定例議会が終わってからの選挙、これは首長さんの選挙あるいは議会の皆さんの選挙になるわけですが、この方が新市におけるすべての取り組みがしやすいのではないかと、そういうふうな思いがいたします。

榛村純一会長 はい、水野委員。

水野 薫委員 今日は口にチャックをしてようと思ったんですけども、私はずっと3月と申し上げてきました。今回の合併には、特に在任特例は使うべきでないということを、ずっと主張してまいりました。

ただ、うちの議長が言ったように、大須賀町さんの問題があって、どうにも1月にやらざるを得ない場合には、その2、3ヵ月というのは頭の中になかった訳ではございませんけれども、こういうような推移になってまいりまして、そして私はいつも、この前も申し上げましたけれども、やっぱり暮れと、そして新年というのは、それぞれ人間が1年間の中で整理をしたり、また次のことを考えたり、そしてこの合併は、行政も僕はそうだと思います。ですから、年度末できちっと整理をして、新年度からまた新しく活動しなきゃならん、それがやっぱり今の日本の行政のシステムじゃないかなと、そんなふうに常々思っております。

それぞれの意見や理由は、うちの助役も先ほど申し上げましたけれども、やっぱり大東が30年の歴史をまさに今、どの町もそうなんですけれども、閉じようとしております。そして、やっぱり日の出もきれいでなきゃいかんが、ある人は夕日はもっときれいでなければいかんというのを聞いたことがございますけれども、やっぱり私たちは平成16年度はいろんな問題がありまして、きちっと目一杯使わせていただいて、大東の終わりを締めたいと。そして、それはきれいに明るく締めたい、いろんな問題がございますから。そういう意味で、できれば、もし大須賀さんの皆さんにご理解いただければ、3月の末に合併をしていただきたいと、そう思っているところであります。

いろいろな問題、電算のリスクの問題、特にリスクは、やっぱりできるだけ安全をとるべきやと思います。ぎりぎりに入って、若干でもリスクはないようにスタートすべきである、それがやっぱりこれからの行政の責任じゃないかな、そんなふうに私は思います。

もちろん、大須賀さんとはいろんなつき合いはありまして、先ほどうちの議長が申し上げましたように、その選挙のつらさとか厳しさとかよくわかります。しかし、何とかその辺をご理解いただいて、今、前段に申し上げましたような理由で、3月の方にご理解をいただければと、こんなふうに思っているところでございます。

以上です。

榛村純一会長 田中委員。

田中鉄男委員 掛川の田中ですけれども、1点お伺いしたいと思います。

ここのレジュメの中に、4月10日あるいは17日に選挙を行えば、時期からは30日前に執行されることになるので、お茶の時期を避けられると、そういったことで、お茶のことも配慮いただいてこういったことが書かれてあるんだらうかと、そんなふうには察するところですが、今回の合併については、全国的な合併が進んでいるわけでありまして。そういった中から、今後とも新しい町の選管独自で選挙の期日を決めて議会の選挙ができるのかどうか、総務省の方で統一地方選挙という形の中で行われるようなことにならないかどうか、その点について1点お伺いしたい。

もう1点は、今、水野委員からお話がありましたけれども、やはり私は行政というもの、あるいは政治というものは、弱い者の立場になったり、あるいはそういった人たちをやはり助けていくべきだなと、そのように思います。それが政治でなかったら、何のための政治かなと私は思っております。

そういった意味から、今回、この合併について、それぞれの町の立場はあろうかと思えます。あるいは今までの経過の中でのこともあろうかと思えますけれども、現実に大須賀町さんが、こういった状況の中で2回の選挙は大変厳しいというお話が出ていると同時に、そのことはもう事実として発生するわけです。ですから、そういった皆さん方の配慮というのがなぜできないのかなと、私はそう感じております。

以上です。

松井事務局長 統一地方選は、今後どういう動向で動いていくのかというようなご質問がございましたが、現在の統一地方選につきましては、掛川市議会、県議会がございましたように、平成15年度が統一地方選の年度でございます。そういう意味では、次回は平成19年度年となります。

それともう一つは、今、合併が平成17年3月末を目指して全国一斉にそういった動きでやっておりますと、平成17年の3月、4月ごろが次の地方統一選挙の時期になるのではなかろうかというような憶測かというふうに思いますけれども、現実的に今この特例の中で、合併は全国的に大体1,700から1,800市町村が取り組んでおるわけですが、既にもう合併特例法を使って合併したところも随分ございますし、それから17年3月までに合併しようとしているところも、この合併の時期というのが、もう千差万別でございますして、今年度、今でも次から次へと新しい市が誕生しておりますし、平成17年の今現在のところをちょっと見ますと、17年1月1日、2月1日、3月1日とか3月22日とか、もう千差万別でございます、この合併の時期というのは。ということから考えますと、今後、地方統一選というのは、基本的に消滅してしまうのではないかなと、それぞれがばらばらな時期で選挙をやらざるを得ないということになっていくのではないかなという感じがいたします。

以上でございます。

田中鉄男委員 今の事務局の答弁に逆らうわけではありませんけれども、なってくるのではないかなでは困るわけですね。ですから、新しいまちの選挙管理委員会が独自で選挙の日を決めてできるのかどうか、その辺についてお願いしたい。

松井事務局長 当然、合併の期日が決まれば、その時に新しい市の選挙管理委員会、暫定でございますが、発足させて、選挙の時期をいつにするのかというのは、その市の独自の判断で、これは法律の中では50日以内というのがまずくりとしてございますので、その中で選挙の日を決めていただくということであります。

そして、2回目以降、4年目以降の選挙につきましては、任期の満了する前の30日以内に選挙するということが法律で決まっておりますので、その中でまた選挙管理委員会が日を決定していくということでございますので、それぞれの新市の独自の判断といいますが、選挙管理委員会の決定に従ってやっていくということになると思います。

田中鉄男委員 すみません、ちょっと質問の仕方がわかりにくくて申しわけなかったですけども、17年度の選挙のことではなくて、それ以降の選挙のことについてお伺いしたつもりだったんですけども、17年の合併時の選挙の次の、4年後の選挙以降、ずっとそのことについての選挙の期日について、独自の選挙管理委員会のもとに選挙ができるのかどうかという、その辺についての予測、その辺についてお願いしたいということです。

松井事務局長 全国の動きの中で、一つの年度、月日で統一地方選のくりができるのか、そういう動きになっていくのかどうかということかと思いますが、個人的にちょっと申しますと、先ほど申し上げたように、これからの合併の時期がそれぞればらばらであるということであると、一定期間、ある程度まとまった選挙の日が全国的にまとまった部分で行われていれば、そういう

統一地方選という方向性も考えられると思いますが、今、国の方のそういう動きとか状況等については、ちょっとその辺は触れてないように思いますので、今後、それが統一地方選という制度と申しますか、仕組みの中で動いていくのかどうかというのは、今私の方では判断できかねるところでございます。

いずれにしても、新市、1市2町の場合、4年後については、最初にやる選挙の任期の30日以内ですから、最初の選挙が4月10日、あるいは17日であれば、3月あたりで選挙日程が組まれるというのが、法律の限られた期限の中でやる ことですので、そういうことになると思います。

榛村純一会長 中井委員。

中井明男委員 大須賀の中井です。

私、前日も申し上げましたように、大須賀町の議会議員の選挙、2ヵ月ほどの任期でやらなくてもいいじゃないかということで、1月ということで思っております。

前回の協議会以降、今日までの間に、掛川市の茶業関係の方が、私ごときの家までおいでいただいて、田中委員さんが言っておられるようなことを言ってくれたと。私、ちょうど留守でお目にかかれなかったんですが、うちの者に言ってくれたということで伺いました。

その時に、協議会の委員の方のところへずっとお願いに上がるというようなことを言ってくれたというふうに聞いておりましたので、今日の協議会では、市民のそういった声をというので、1月にすっきり決まっていくなじゃないかというような感じでいました。今までに委員の方それぞれご意見出ておりますが、ごもっともなご意見でございますし、また、休憩直前に渡されました1号委員会議の資料、これをいただきまして、休憩中にずっと読み返してみますと、もう何だか3月でなければ具合が悪いというようなことになっておりまして、非常に読み返せば読み返すほど、やっぱり3月の方がいいのかなという気にもなります。

非常に判断に困ってるんですが、この中に総括ということで書いてありますが、これは1号委員会議でのことですので、おいでの正副会長さん、3首長さんのまとまったご意見というふうに受け取ってよろしいでしょうか。総括のところのことです。ちょっとその点をお伺いいたします。

榛村純一会長 これは私からお答えしますが、この資料は、1号委員の会と、それから担当部課長の会が行われました時に、それぞれのまちから持ち寄った意見、部内の幹部職員の意見を総合して、できるだけ誘導的にならないという前提でまとめたものです。

しかし、伊藤町長さんは、あくまでも比較論じゃなくて、1月24日論でありました。だから、全部がまとまって出したというものではありません。

しかし、その最後の、以上1から5の事項を総括すると次のようになるという言葉については、これは公平に書いてあるというふうに思います。

中井明男委員 そうしますと、その上の欄、1月案、3月案、分けて書いてあるのは、3人のまとまった総括の意見ではないということよろしいですか。この総括の欄に書いてある判断は、

どなたがされたということになるでしょう。事務局ですか。

榛村純一会長　ご案内のとおり、総括の欄のうちの上の方の分けてある欄に分かれたわけですね、首長会議も。しかし、共通に言えることはその下でやってあるわけです。だから、総括も、分かれた総括と共通した総括と2つになっているわけです。それしかできなかったわけですから。

小松正明委員　やはりいまだに大変意見がそれぞれ1月だ、3月だと方向が出られている方と、それからまだ迷われている方というふうにもいらっしゃるようにもお見受けしますが、私もこの資料をつくっていて、最後にやはり、今日お決めいただかないと、非常に1月の線でまとめるのは大変になるというのが事務方の判断というか、意見であります。それは、なし崩しかというと、そうではなくて、この期日決定が年を越すようなことがあったら、まず1月の合併のプログラムをつくるのは、ほぼ不可能だろうというのは明らかです。

しかしながら、今年の6、7月に提案したときに決めていただいたんであればできた。できたから全く不可能だという、このどこか途中で、この日まではできたけど、この日まではできないという線が、非常にグレーな段階で、グラデーションのようになって段々できなくなっていると。このどこかに、もうできなくなる線があるというのは、これだけは明らかです。

本日、一定の日程をお決めいただかないと、相当これからの作業に影響があるということだけは、私のこの場としての意見として申し添えさせていただきたいというふうには思います。

榛村純一会長　水野委員。

水野淳子委員　大東の水野です。

いろいろなご意見をお聞きしていて、それからこの資料を見せていただいていますと、3月の方がより安全だということは皆わかっていることではないでしょうか。

大須賀町への配慮の感情的なものと、理論的なものとの決めなければならないところで、私もそうですし、皆さんも苦慮しているんだと思います。

感情的な面を重視していくと、大きなリスクを背負って、それから数千万という使わなくてもいいお金を使って、多くの住民が、行政の方も含めて、不安を抱えながら合併を迎えることになると思います。やはり、新しい市をつくっていくには、みんなが安心して、さあこれから新しい市でやっていくんだというような希望に燃えた形で、トラブルが少なく迎えたいと思います。

私としては、難しいところですけども、将来的にいろんなことを考えると、3月の方をとりたいと思います。

榛村純一会長　はい、蒲原委員。

蒲原忠雄委員　大須賀町の3号委員の蒲原でございます。

実は、大須賀の議員の皆さん方は、特例を認めていただきたいという強い要望がございます。私は、どっちかというところ、このやろうというような格好でしかられましたが、それには反対ということで、皆さんにはご理解をいただいた、そんな感じがするわけでございます。

そして、当然、もう1月の合併という中で、私もそのつもりで腹を決めておりました。そして、今、中井さんもおっしゃいましたんですが、先だって掛川のお茶の方々4人がお見えになりました

て、私はお会いしました。その中では、ぜひお願いをしたいということなんで、その時には当然私も1月の合併ということを念頭に入れておりましたので、ぜひ頑張っていたきたい、私たちもそういうつもりですよと、こんなお話をさせていただきました。

そんな中で、当然皆さん方、議員の方々にも伺いをして、中井さんがおっしゃるように1月でいいというお話になるのかなと、そういう期待をしながら実は来て、そして特例も認めない、また定数も決まった、今日は日も決まる、これはしゃんしゃんだなというようなつもりで実は来たわけでございます。しかしながら、なかなか厳しい問題があると。そして今、このような今のこの比較をいただきますと、なかなかやっぱり難しい問題があるのかなと。

それから、もう1点は、やはり税務の関係等の問題で、電算の問題等がなかなか厳しいという、そうかそれもじゃあ考慮しにやいかんのかなと、こんな感じで、今実は少し迷っているわけでございます。

その中で、これは大須賀の議員さんにしかられるかもしれませんが、一つは、私、一町民とすると、どうしても大須賀の選挙は、もう2回もやることない、1回にしてもらいたいというのが現実でございましたんですが、いろいろ考えてまいりますと、実際にこの17年3月の合併の期日というのも、これは大須賀で決めたものではない、国で決めたものであって、たまたまそこに1月の大須賀が任期切れになるというようなことにちょうどぶつかったためにいろいろ問題が出ている、これ1点。

それから、もう1点は、例えば今大須賀の議員さんが14名の議員構成でございます。選挙の時にはもう少し出たかもしれませんが、皆さん頑張っていたいております。しかし、じゃあこれが1月に何人出て、そして例えばその後の、合併した後で、じゃあ14人の方々が皆さん全部2回目の選挙に絡むのかどうなのか、これもやっぱり真剣に考える必要があるのかな。果たして14人、もっとたくさん出ると、これは結構な話なんです、今いろいろと難しい問題はあるのかなと、そここのところを考えますと、2回、2回というのが、全部が2回ということでもないもので、これももう少し考慮する必要もあるのかなと、そんな感じもするわけです。

しかし、私はあくまでもこの合併は前から唱えておりまして、前にも言いましたように、やはり我々一般の住民が合併を唱えたんでも、議員さんの皆さん方のご理解をいただいて、本当にご協力いただかないことには、これは合併ができない、この枠もできなかった、そういう点では本当に感謝をしております。そんなことで、何とか1月の合併ということでお願いをしたいということで来たわけでございますが、少し今言うように迷っております。

あくまでも合併が最優先でございます。我が町、我が町というものでない。それにはやっぱり、1月なら本当に十二分に合併の枠ができて、しっかりできるのかどうなのか、どうしても3月でなきゃ厳しいというのか、その辺を率直に、もう一度事務方からお聞きできればうれしいなと。それはできないかもしれませんが、本当に私はここの2ヵ月が、将来悔いが残って、あそこでこれだけ、大須賀のためもあって頑張って1月に合併をしたために、いつまでもこの2ヵ月間が十二分の枠ができなかったために悔いが残って、最後までいろいろぎくしゃくするもつら

いなと、そんなことを考えておられますと、この辺はもう一度ちょっと、念のためにお聞きしたい、これは私だけではない、皆さん方も迷いがあるかもしれませんが、できればちょっとお聞きできればしたいなと、こんなふうに思います。お願いします。

小松正明委員 掛川の助役、小松でございます。

蒲原さんのお話、重ねて3月ということをお願いしたいというものでございます。

何回も申しますように、選挙のあるなしというのは非常に見えやすく、1月であれば選挙はなし、3月なら選挙だと、こういうことで非常にわかりやすい議論であります。

一方で、1月と3月の業務量の、リスクというのは危険性という意味ですから、危ないとか危なくないとかという意味ではなくて、危険度がどんどん増していくという、そういう意味でありますので、じゃあ何ぼなんだと言われるのは非常にお答えがしづらいというところがございます。

しかしながら、総じて言えますのは、1月に合併をするという事務手続を行うということは、今からとにかく、1月から2月、3月のための事務を処理するためのプログラムを今から一度まずつくるということであります。そのことが一つ、それがまず事務量としては増える。さらに、当たり前ですが、17年4月からの新市に移行するための事務手続、合併のためのプログラムというものもあわせてつくることが必要になってまいります。そういう意味で、2つの作業を並行してやらないといけないという点で、今、現実にはS E等の数も非常に限られていると。残りの日数も限られている。時間というものが資源だということの中で、11万5,000人という市民のデータ移行をどれだけ安全に動かすことができるかということが課題でございます。

この資料の中に、公共事業の工期が1年とれて、1市2町で完結できるだとか、あるいはそういったような若干詩人めいたとか、感傷めいた発言もございますけれども、私は個人的には、掛川で業務量が完結した方が美しいなどという感傷は一切なくて、とにかく11万5,000人のデータというものを無事に、安全に新市に移行するということがどういうことか、どれぐらいの業務量なのかということ想像し認識するに当たって、やはり今から3月という形での日数をいただいて、この合併のプログラムを無事に仕上げたいということを最優先に私としては考えたいというふうに考えるものでございます。

以上です。

蒲原忠雄委員 はい、ありがとうございました。

榛村純一会長 牧野委員。

牧野勝彦委員 大東の牧野ですけれども、3回目ぐらいの時に、この協議の中で提案されたものを継続継続でいくのがどこまで許されるのかというような意見を言ったと思うんですけれども、できるだけ早く決めてもらいたいという、そのときは答弁だったんですけれども、その時のツケが来てるかなというふうに思います。

それはなぜかという、さっき比較がどうかとありましたけれども、当然1月、3月、比較というのは必要だというふうに思います。そういう比較をするに当たって、今日いろいろな材料、いろいろな細かいデータなんか出されましたけれども、今日初めて聞いたとかという、そうい

う方もいらっしゃると思いますけれども、当然比較する以上、そのいろんなデータも欲しいというのがありますし、比較をするのもいろんな、一本のラインで比較するじゃないものですから、いろんな見方があって比較をすることがあるものですから、一概にこうだという結論が出ないというのが今の現状だというふうに思います。

だけど、一番基本的に考えてもらいたいのは、新しい11万 5,000人の市民にとって、できるだけリスクをかけない、負担をかけない、そういうことが一番合併の、先ほど田中さんが言われたんですけども、合併の意義は何ですかというのは、市民にとって一番いいのは何だということを考えてもらえたら、おのずから結論が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、私は持論は3月というふうに思ってますけれども、そういうことで考えていただければありがたいなというふうに思います。

榛村純一会長　ほかにございませんか。

はい、内藤委員。

内藤澄夫委員　皆さんからいろんな意見が出まして、拝聴していたわけですが、何にしても、1市2町の皆さんが合併をしてよかったという形の合併をどうしてもしていかなくちゃいけないなというふうに根っこでは思ってます。

しかし、1月であるのか3月なのかというのは、いまだに結論が出ないというところではありますが、事務方の皆さんも1月に間に合うような形の中で、ずっと今日まで頑張ってきてくれたではないかなというふうに思っております。

これが、もっと早い時期に、もう1月ではできないということがはっきりわかれば、もっと早い時期にそういう結論が出たではないかなと。1月でもできるということの中で、今日まで持ってきたということなんです。これは大事なことなんです。

1月でも十分合併はできますと、できると、事務方もやれると、すべての事務方がそれはやれるということの中で今日までやってきたと。しかし、今日に至っては、1月はリスクが多過ぎると。これは何かなというふうに思うわけがあります。できないならできないで、もっと早い時期に言うべきではなかったかなと。

もっと言いますと、今日、1号の委員の皆さんがこういう表を出してくれましたけれども、この表も、もっと早い時期に出たではないかなと。今日でなくては出せなかったということではないと思うんです。

もっと言うと、10月の時期に首長試案ということが出されましたけれども、あんなことよりも、この方がもっと大事なんです。首長試案で10月にああいうもの出すよりも、今日出すものをもっと早い時期に出していただいて、その中で皆さんで検討し、たたき合って、たたき台をつくっていくということがなぜできなかったかということなんです。

今日に至っても1月でもできるということで、私たちの町も1月と言っているわけですよ。できないリスクが多いということがあれば、3月で結構、いいですよ、やれるということでやってきたんですから。それを、今日になったら、もうリスクが大きいから、とても1月は無理だと、

3月にしなさいという話じゃないですか。

誰が怠慢なんですか、これは。どこからこういうふうになったんですか。

榛村純一会長 それについては、私がお答えします。

確かにおっしゃるとおり、今になってこういうものを出すというのは不見識ではないかと、もっと早く言えたはずではないか、わかったはずではないか、それはある意味ではそのとおりです。ですから、その点は私が責任があります。

その上で申し上げるわけですが、やはり前に首長試案を出したときは、やはり我々もやってみないとわからなかった点もありますが、在任特例とか定数のことが非常に問題になっていたわけですね。ですから、そのことに照準を合わせていろいろなことを考えたわけですが、その期日の問題について認識が浅はかだったというか、浅かったというか、伊藤さんは終始1月案で、2回の選挙は避けたいということはおっしゃってた。それに対して、大倉町長さんあるいは私は、そのことについて余り深刻に議論をしてこなかったという怠慢があったと思います。

しかし、ここで2回継続審議になってきましたので、本当にどちらがいいかということを経務的、実務的に考えることを、実は今度の、今日の会議になったときに、初めて私は自分の市の全部の部長、課長に、どちらがいいか考えてみると、こういうことを言ったわけです。その時に、うちの部課長すべてが、やっぱり安心なため、失敗のないため、それから十分新市の合併のビジョンを語るためには3月の方が望ましいということになってから、それじゃあ、それを大須賀町の方々に、あるいは一般市民に証明しなきゃいけないから、じゃあもっとちゃんとしたデータを出せと、そういうことから、こういう資料になってきたわけです。

ですから、そういう意味では、ご指摘のとおり、データの提供なり、もっと早くその話を、1月24日案と3月28日のそれぞれの比較表がもっと早く議事に出なきゃいけないかったわけですが、それを出さなかったことは、これは私の責任です。それは申し訳ないと思います。

しかし、議論の経過から見ますと、皆さんがおっしゃるようなこともありましたので、在任特例とセットで、今になればセットで議論すべきだったという、うちの議員さんの、あるいは議長さんの意見もあるわけですが、切り離して決まったものですから、残った期日問題だけで今度は議論が非常に沸騰したと。

改めてコンピューター問題について深く、今日もうちの助役が、午後3時間もそれぞれの職員を呼んで、今日に備えて勉強したんですよ。どこに問題が出てくるかということをおね。

ですから、今になってこういうことが出るということは、本当にその点は申し訳ないと思うんですね。

もう一つ、今日は行司役に徹しろということですから申し上げませんが、大倉町長さんと伊藤町長さんは、一応首長としてのご意見があるわけですから、それを言っていただいて、それから私も、もし皆さんがお許しあれば、自分の意見を申し上げたいと思います。それはなぜかといいますと、それは別に人数が、大須賀町が1万2,000で、掛川が8万2,000だから、だから言うという意味ではなくて、そうではなくて、同じ市民になる11万5,000のデータを扱う、その合併の

ために、どういう準備をしとかないかとか、そこでミスがあっては絶対許されないという時に、その2ヵ月の間は大きいんではないかという考え方もしてみなければいけない。つまり、予算にすると約420億ですね。1市2町のトータルの一般会計予算は420億です。ですから、それと特別会計入れると600億という大きな予算になるわけですから、それを本当に一つの間違ひもなく移行するということは大事なことで私は思うんですね。それをどう解釈するかというのはこれからの問題で、そこから先踏み込めば、意見を言ったことになっちゃいますから言いませんけれども、それでどちらかでもいいですけど、首長としての責任を申し上げます。

大倉重信副会長 今日、非常に発言を控えさせていただいてきましたけれども、事ここに来ましては、当然発言をしなければいけないので発言いたしますけれども、私は終始一貫、この合併の期日につきましては3月末ということを申し上げてきました。

前々回だと思えますけれども、こういう席でも発言させていただきましたけれども、合併の期日については3月末、そして定数については24から30の間ということをお願いしてきましたので、いささかなりともこの場でその発言を変更する考えはございません。

以上でございます。

伊藤徳之副会長 いろいろ掛川の市長さんや助役さんから脅迫めいたことで、リスクが大きいぞというようなことで言われましたが、皆さん、今日なら1月合併ができるんです。皆さんが決断してくれたら。ぜひ、よろしく願い申し上げたいというように思っております。

皆さんの意見、たくさん聞かせていただきましたが、私どものように選挙を回避したいという決定的理由は、脅迫以外にはないですよ、皆さんの3月説の中には、これだけ私どもの住民の声、何とか回避をしてきてくれよという明確なものを私どもは持って皆様方をお願いに来たわけですので、ぜひよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

誰かも言ってくれましたが、やっぱり大が小を飲み込むというのはよろしくないのではないかと。合併というのは、やっぱり融和が一番の優先されるべき事項だというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願います。

榛村純一会長 では、10分間休憩いたします。

休 憩 午後 9 時 5 5 分

再 開 午後 1 0 時 0 7 分

榛村純一会長 それでは、今休憩中にいろいろな方々の、ご意見というほどではないですが、感想をお聞きしましたが、決をとるのはまずいという方と、決をとらなきゃわからないという人とありまして、これまた2つに割れちゃっているわけですね。

いろいろ困るわけですが、中立委員の方々に伺うと、もう意見は出尽くしていると、これ以上は出ないんじゃないかと、幾ら議論しても。なぜ今ごろこういう表が出てきたのかということについては、内藤さんのさっきのご批判のとおり、中立委員もおっしゃっていました。

私は、そのことについては痛く感ずる責任がありますので、この休憩中に、うちの市で一番コンピューターに詳しい、一番実質的なリーダーになる男に、どうしてもっと早くこういうことが

言えなかったのかということを知りたり、それから最初の頃は1月でも3月でもやれると言ってきたのは、それがなぜ今になってピンチだと、介護保険、国保、固定資産税についてはピンチだと、なぜそこまで追い詰められるようになったかということを知り詰めたわけです。

そうしましたら、これは私が自分の立場を弁解する意味でなくて、事実だけ申し上げるんですが、私もコンピューターのことはよくわからない点もありますから、説明が間違っているかもしれませんが、実は、うちのIT政策課の人たちは、2町の方々とよく担当者同士では協議しながら、1月に照準を合わせていろいろ去年やってきたと言うんですね、1月に照準を合わせて。そのためには、今からこういう改革をしないともらわなきゃいけない、こういう収納をしてもらわなきゃいけない、こういう取り決めをやってもらわなきゃいけないという前提で1月になるようにやってきたけど、全部実務的に、今からそんなことはできないということで断られちゃったと言うんですね。

ですから、そうするとさっぱり決まらないから支度ができないと。それで遅れ遅れになって、さらに合併協議会になってから余計そういう協議が整わないまま、IT政策の作業員としては、一般実務の人たちの協力がなければプログラムが組めないわけですけども、その実務の人たちが、そこまでの認識が、1月24日がいいか、3月28日がいいかということを知り、それだけシビアになるという前提で作業協力というのが、なかったというとおかしいですが、1月に照準を合わせて進められなかったと。そうこうしているうちに結論が延びたということで、余計延びたという説明だったので、それではそれ以上けしからんということも言えないということになったわけですが、それはともかくとして、事実として、今にこういう表が出てきたとかいうのは私の責任ですので、申し訳ないと思います。

その上で、私がちょっとそういうことについて見誤ったか、あるいは甘く考えたと言えるかわかりませんが、大須賀町さんのお立場は十分わかった上で、選挙を二度やるとか、実質一度じゃないとか、いろいろ大須賀町さんには申し訳ないですけど、その洗礼を受けることを、そんなに決定的に、合併を決裂させるほどの問題かというふうに私は今から考えると思ってたから、余りシビアに在任特例とこの期日と定数をセットで考えなかったということが、今から考えると反省すべき点だなと思っています。

そういう前提でありますけど、これ以上言うと、私が自分の意見を言ったことになりますから事実だけ申し上げますが、うちの助役なり早瀬君なりのお許しがあれば、今私が申し上げた1月に照準を合わせて作業をやってきたけどできなかった、今になってこういう手おくれみたいな表を出したというのは申し訳ないということについて、ちょっとコンピューター係から言ってください。

早瀬 IT政策課情報管理係長 掛川市のIT政策課の情報管理係長の早瀬と申します。よろしくお願ひします。

我々は、IT政策課一丸となって、昨年11月から事務の電算のすり合わせをしてまいりました。その後、9月議会で3,150万という補正を認めていただきまして、10月から本格的な電算事務の

すり合わせに、業者も入って始めたわけなんですけれども、その前段で、もう4月以降、1月になる可能性があるじゃないかということで、3月よりも早い1月ということのを照準を合わせて事務のすり合わせ等をやってまいりました。

その時に、1月に間に合わせるためにどうしようかということのをいろいろ考えましたというか、担当者がいろいろやってくれました。例えば、税の納期が、先ほどからいろいろ出てましたけれども、全然違います。16年度から合わせていただけないでしょうかとか、16年度から事務を1市2町一緒にできないでしょうかとかという、そうすれば1月合併もやれるんじゃないかということで、いろんなことを提案してまいりましたけれども、16年度は12ヵ月のうちの10ヵ月近くが1市2町別々ですので、それはできませんというようなことで、結果的には、掛川市も大東町さんも大須賀町さんも、そんなことできないよというようなことが多かったわけでございます。

そうなりますと、必然的に、先ほどから言っています1市3制度、1市4制度というのでプログラムをつくるという選択をしなくてはならなくなってきました。

我々は10月の時点で合併の日が決まるだろうということを想定しまして、1市3制度、4制度のスケジュールを立てました。それでやっていこうということで、私の部下の職員たちに何とか10月には決まるだから頑張れと、ほかのものを先に調整して頑張れと言ってきました。10月で決まりませんでした。11月18日、今度は決まるということで、今度こそ決まるから頑張れと言ってきました。また決まりませんでした。そこで今日になったという事態で、今日を迎えているわけでございます。

以上でございます。

榛村純一会長 はい。

内藤澄夫委員 私としては最後です。ほかの皆さん、まだあるかもしれませんが、基本的な考え方でありませうけれども、1月でも合併ができるという考えで、IT課長よろしいですか。

奥宮IT政策課長 今の段階では1月で、係長が話したように進めてまいりました。ですから、今日1月で決まれば、早々に責任者集めてするように指示をいたします。

榛村純一会長 はい。

内藤澄夫委員 指示をすれば、リスクはないんですか。

奥宮IT政策課長 リスクはございます。

内藤澄夫委員 あるんですね。

奥宮IT政策課長 あります。

榛村純一会長 それはもう表に書いてあるとおりなんですよ。リスクはある、コストは上がる、だけど大須賀町の選挙のことをどう考えるか、住民感情をどう考えるか、それはもう絶えず、ずっとこの段階で出ているわけですね。だから、内藤さんがおっしゃることも確認したい気持ちもわかるわけですが、逆のことも言えるということですから、あとは、はい、上野さん。

上野良治委員 今、1月の場合はリスクがあるということなんですけれども、じゃあ3月にした場合は全然リスクがないわけなんですか。

奥宮IT政策課長 全然ということはございません。少なからず、合併ですから、8万、あと3万、それが一緒になるわけですから、いろんな事務のすり合わせをやって、まだこれからいろいろ決めていく問題は数多くありますので、1日でも多く日が欲しいということでございます。

鈴木治弘委員 私は、大須賀町の選挙は、この合併の時期を決めることに別に考えていただいて、そして合併に最もふさわしい時期を選ぶべきだという意見を申し上げたら、大須賀町の皆さんからいかなもんだかとえらいお叱りを受けたのを記憶しておりますけれども、やっぱり合併は、ある意味では間違いなく3月が望ましいのではないかなというふうに考えておりますが、前回、休憩の時に県の中立委員さんとお話をさせていただきました。それぞれご意見を言った時に、県の鈴木委員さんは1月合併が望ましいじゃないかと、そういうご意見だったものですから、ちょっと自分が考えてた意見より違ったものですから、どういう理由で1月を支持しますかということをお話をさせていただきました。

この1号委員さんには、やっぱり執行者という色眼鏡で物を判断しているような気がしますし、議員は議員の色がついて物を判断していると。それで3号委員さんは、俺は改革の旗手だというような色を色濃く持ってて、いろいろそのご意見を言ってるなんていうふうに考えておりました。最も透明な眼鏡で県の方々が見ているのではないかと、そういう気持ちでございましたものから、ご意見を聞いたら、まず判断には住民感情を優先して考えると、そうして、その後、同じ合併をするなら、17年の3月に県下でもたくさんの町が合併をすると、それより先んじて合併をすることによって、要するにスポットを浴びて、合併のスタートが切れるんじゃないかと。

そういうことを考えると、在任特例とか、定数を議論したときに、行革あるいは改革を、定数を少なくすることによって改革の意思が大変高いと、定数が多いと、改革の志が低いというような表現がございましたから、ある意味では1月に合併することによって、そのスタートダッシュが効いて、合併がして、改革の目標に早くゴールすることができるんじゃないかと、そういうようなお考えをおっしゃったものから、それから心のこころへ引っかかって、どうも3月とずっと考えてきたけれども、大須賀の衆の言うこともまんざら違っちゃいんし、どうしたもんだかねというような、最近気持ちを持ち始めたんですけれどもね。

ただ、大東町の議会として、議長が言った意見に私も反対はしておりませんが、心の中でそういう見方もあるんじゃないかなと、中立委員さんおっしゃいませんでしたので、もうちょっとマイクを向けていただければ、しっかりしたお話を聞かれるかもしれませんが、そんなことでちょっと申し上げときます。

榛村純一会長 では、鈴木委員さんと菅沼委員さんが、前回の時と、また今日の議論を聞いていただいて、何かご意見ありますか。

鈴木正彦委員 大変困ってます、正直申し上げます。

私は、前回申し上げたのは、電算システム、もう十分開発ができると、10月に開発ができて、そして2ヵ月間のテスト期間もあると、十分対応できると、そういうお話がございましたので、それを前提にお答えをします。それなら、住民の皆さん、どう考えるかと。私が仮に大須賀町

の住民になったという視点で考えたときに、やはり住民の方々、議員の皆様等の考え方は、そういうふうに置きかえたときには当然そうかなという視点でお答えしてます。

ただ、今日こういうデータを出されて、実は非常にリスクがあるんですよと、コストもかかるんですよと、そういうお話がございまして、やはりその電算システムというのは、余裕を持って取り組まないと、ミスというのが発生する可能性というのが非常に高くなってくるんですね。もとの計画の中では、もっと長期の中でやる予定だったと、それがもう2カ月短縮されていると。そういうことを考えていくと、本当にこれが10月に開発が完了して、1月からは稼働ができると本当に言えるのかなと、そういうことを考えていくと、1月の合併というのはなかなか難しい状況になってきているのかなというふうに思います。

前に言ったことを、申し上げたことが変わっちゃって申し訳ないんですけども、大須賀町の皆さんには非常に申し訳ないなと思っているんですけども、何か変節したというようなお話がもしもありませんが、私は今までの議論をお聞きする限りでは、できるだけこれはリスクを低めて、低める努力というのは当然必要だと。実際に動かしたときに、いろんなトラブルが予想される、その予想されるものを、できるだけ排除すると、そのためには十分な時間が必要だというふうに私は考えます。

菅沼信夫委員 行政センターの菅沼です。

前回までは、私も事務的に間に合うのであれば1月にした方がいいのかなと思っていました。

それで、鈴木委員言われたように、17年の3月の合併は、全国どこでも合併するんで、1カ月でも2カ月でも早められれば、またそれなりのPR効果もあるんだ、それもお話ししました。

しかし、今日の説明、もっと説明が欲しかったんですけども、その厳しいという切実なところがもっとあれば迫力が出たかと思うんですけども、やはり電算、かなり事務がきついんじゃないのかなと、そういうふうに感じます。

電算の議論が、まだ実はされてないんですよ。電算システムを統合することは統合するんでしょうけれども、そのシステムもどういう形にするのかということも、まだ次の機会、次の協議会ですかね、そういった、まだ中身の議論が実際はされてないことも考えると、それも大きなリスクになってきますので、それらをトータルで考えますと、今の時点では3月が適切かなと考えております。

榛村純一会長 いろいろなご意見が、全く性質の違う話で対立しているものですから、これなかなか決をとるのが適当でないような気もするんですが、時間もいたずらに過ぎますので、この決着を、決をとることによってやった方がいいか、それとも12月16日の協議会まで持ち越すもやむを得ないということがよろしいでしょうか。

原田新二郎委員 掛川の原田でございます。

今、会長の方から、また12月16日にしたらどうだというような意見がありましたけれども、今、電算の方の話を聞いていると、その1日1日が非常に大切に、そういうふうにずるずる延ばしていくと、今度は3月でも電算の方が間に合わないというようなことになるわけで、僕はここで非

常に大切なことは、大須賀町の人たちは、これはあくまで私の推察ですから、どうぞ伊藤町長さんや2号あるいは3号の大須賀の方、誤解をしないようお願いしたいんですが、やっぱり町民に対して、それでは立場がないというような気持ちがある程度持っているんじゃないかと。

それで、今、大勢の意見を聞いてみると、やっぱり私自身もこの前は資料不足のために1月がいいということを言いました。それで、こういう資料を見ると、今度は3月に変わってきたと。だから、そういう点について、自分の非は非で認めるということは明らかに最初申し上げましたけれども、そういうような、もし3月と決まるとした場合には、やっぱり大須賀の方々の立場というものをどういうふうにしてフォローしていくかということが私は非常に大切ではないかと思うんです。

もちろん、伊藤町長さんは、住民ともそういう約束しているんですから、町長の立場がなくなってしまうということも当然あると思います。ですから、そういうことをもっともっと重んじて、ひとつ進めたらどうかと、こういうふうに思います。

以上です。

榛村純一会長 それは、十分重んじているから、こういう長引いているわけですが。中井委員。

中井明男委員 今、原田さんから同じようなことですが、会長はここで決をとっちゃう方がいいか、12月に送る、12月にということは、もう1月というのはないということですよ。電算の方の処理が、もう12月16日へ行って1月というのを決めても、それはもう間に合わないということのをさっきから言っておられるので、今日ここで決めていただく方がいいと思います。

榛村純一会長 増田委員。

増田正子委員 皆様も大変いいご意見をおっしゃって、私も終わりの方、一番最後かもしれませんが、やはり本当に残念に思うことは、今日いただきましたこの11月30日の資料ですが、これが今日出たということを実際に、私一番大変なことだと思ってます。

これは、本当に皆さんで議論するための一番細かい、基本的な資料になるものだと思いますので、できることならもう前々回ぐらいにこういうものを出していただかないと、前回のとにかく事務局のご説明ですと、10月に移行準備が完了して、12月は試験ということで、できるという段取りでと私ども物を申してきたつもりです。うちの内藤委員も強調しておりましたけれども、そういうことで私どもは前提に、うちの町は選挙もありますけれども、1月24日の線を強調してきたわけございまして、今いろいろ、今日大変重大な説明を伺って、皆さんの意見を伺ってますと、いろいろ考えさせられるわけですがけれども、私も大須賀町の住民の代表としますれば、やはり住民の意思というものを尊重する義務があると思います。ですから、私もやはり皆さんのご意見はどうなるかわかりませんが、どうしても大須賀町の住民としては1月合併ということが住民の本意ではないかと私は考えております。

それで、今、中井さんがおっしゃいましたけれども、もし、今日流して、また12月といいますと、確かに今日なら1月が間に合うという電算課長さんのお話もありましたし、今日しかないじゃないかと思うんです、決めるのは。ですから、また来月に延ばしても、同じような意見の繰り返し

返して、結局難しいことになると思いますし、来月に延ばすということは、1月の線はあり得ないというように私も思いますので、もう時間もあれですけども、ぜひ今日決めていただいた方がと私は思います。

以上です。

榛村純一会長 延ばすという話は、これは今日、うちの議会で出たことですが、あるいは2町の議員さんの中でささやかれていることですが、延ばせばもうコンピューター間に合わないから、明らかに3月だということなんですけど、もう一つ、地方制度調査会の答申が出て、それが法律化されて、それで国会が通った場合にはというような話を、今日議会でちょっと出たんですね。それがあるといえはるんですね。

だけど、それは今の段階で法律が決まってもいないのに、それを当てにすることはできないということを私は終始一貫申し上げているわけです。

小松正明委員 掛川の小松でございます。

今日はもう悪役みたいなものでございますが、私といたしましては、今日やはりここで一定の結論をいただきたいというのが事務方の意見をすべて集約して行っている私の立場でございます。

事によると、決をとって、3分の2というのがこの協議会の議決の条件でございますから、もしかしたら決まらないということがあるかもしれませんが、それにしても決めるべく努力をするという形の中で、少しでも早く具体の日程を決めていただいて、作業が現実的なテーブルに着いていただくという努力をもうしていただかないと非常に辛い、1日1日が大変な時期であるということを改めて私の方からは申し添えたいと思います。

以上です。

榛村純一会長 ほかにこの際ありますか。

(発言する声なし)

榛村純一会長 それでは、決をとることがやむを得ないということで、決をとってもよろしいでしょうか。

(発言する声あり)

榛村純一会長 はい。

半井 孝委員 大須賀町の半井です。

どうも大須賀町、ちょっと不利なような状態ですので、ひとつお願いみたいなものになるかもしれませんが、掛川の、今会長から仰せになりましたように、議会でも今、国の方の地方制度調査会というものの中の答申があったということで、1号の首長の皆さんには非常にこれは、まだ法的なものではないから、この会へは出すべきではないということがありますがけれども、私は個人的に言わせていただければ、やはり1市2町が何とか仲よく、皆さんでおめでとうと言われるような合併に進んでいくために、やはりそれも視野に入れておかななくてはいけないんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

どんな仕事をするにしても、どんなお願いに上がるときにも、やはり落としどころは何かどこか

で見つけておかなかちゃいけないのではないかなと、そんなふうに思っております。

私の議会は、もう一貫して1月ということは変えておりません。だから、落としどころも何もありませんけれども、ただ、もしこういうものが来年の1月、2月あたりに国の方で法令化してきた場合には、もし皆さんの了解がいただければ、再協議ができるような方法にしておいていただければありがたいと、それはいかがでしょうか。

小松正明委員 掛川の小松でございます。

今、半井委員の方から、先般出た17年3月31日以降も一定の議決があれば合併を延ばすという法律が、かなりの確度でできるのではないかとということで、それを前提にするという条件をつけてはどうかという趣旨のご発言だと思いますが、今、私どもが議論しているのは、日が決まらないとプログラムをつくる作業の緒につけないということがございますので、今はとりあえず、どこかの日を設定しなければならぬということだろうと思いますので、そこからまたさらに延ばすにしても、どこに照準を合わせて延ばすのかというあたりの議論がある意味不足しているようにも思いますし、そのことによって、またさらに合併の照準がずれるということもございます。

その法律ができることを前提に議論して、できないあるいはその中身が変わるということに軸足を置くというのは大変、今その可能性を議論するのは危険というふうに私としては思います。

以上です。

半井 孝委員 確かに、助役さんの言うこともわかるんですけども、でも、我々のこの小笠郡に住んで、小笠郡というもののの中のお付き合いの中から、個人的に考えることは、やはり掛川の皆さんは8万の人口の中で非常に住民、国で決まってきた税収にしる何にしる、意外にそういうやり方の手法というのは、やっぱり市の皆さんというのはシビアな行い方ではないかなと、そんなふうに思うんです。

それで、郡部の方で、町でいいますと、非常に町民の皆さんに厚い政治をやっていくのが我々町の議会というか、そういうふうな方向でやっております。

今回の合併協議会の中でも、一番我々が議会の皆さんでお話をして、何とか和気あいあいな合併にしたいという、そういう問題の中で、1号委員の皆さん、そして3号委員の皆さん以上に何回も会議を開き、またお酒を飲んだりして和気あいあいになったり、いろんな意見交換をした中で、少しでも特例使っていただくことが一番賢明ということで、先ほどもご案内ありましたけれども、そういった中で1号委員の皆さん、3号委員の皆さんは非常に違った意見を出された。我々としてみれば、非常に問題があったわけです。

ここまで来て、今度は日にちでもってこれだけ大東と大須賀が割れたということが予測がつかなかったじゃなくて、我々は予測がついた。そういうことの中で、私ははっきり言って、もう少し皆さんに、賢明な考え方であるならば、ある程度そういうことも、法的にはなっていないけど、法に近いような答申がなされたというものについては、ある程度含みを持っていただければ、大須賀もある程度納得いくんじゃないかなと、大東の人たちも納得いくんじゃないかなというふうに思いますけど、これ、助役さん、小松さんが言われる方向でいきますと、今日決まらなかった

場合は、もう大須賀は駄目というような考え方を私は持っていますので、非常にちょっとそこら辺で、はっきり言って決をとるのは最終的にしょうがないかもしれないけれども、一番初めの考え方が全会一致という考え方で来ましたので、非常に問題があると思うんですよ。このことについて合併が嫌になったとか何かということはないんですけど、でもお互いにみんなの譲り合っていくという基本的な考え方の中からいくなれば、ある程度どこかへちょっと逃げ道を考えていただければありがたい、そんなふうに思います。

以上です。

榛村純一会長　それでは、決をとらせていただきたいと思います、それは反対という方ありますか。鳥井委員。

鳥井昌彦委員　今の半井さんの言われたことはどうなるんですか。

私どもといたしましても、そんな話も、国の方の答申があったということも聞いていますので、もし仮に3月28日に決まったとしても、それが2月ぐらいいまでに通ったなら、私はきっと3日でも暫定予算組まにやらぬもんで、4月1日にしてくれよというふうな案件にきっと変わってくると思うんです。多分そうなるんじゃないかなと。

そういうことを考えますと、やはり検討することは、大須賀の人たちがそういつて言うなら、検討することも必要じゃないですか。決はとってくれて結構ですけども、そういうことも考慮に入れておいてもらいたいなというふうに思います。入れるか入れぬか。

小松正明委員　掛川の小松でございます。

先ほど、仮定の話はどうかという発言をいたしました、今、鳥井委員のお話のように、もし4月1日になるということであれば、3月28日という4日間の暫定予算を組むよりは、はるかにスムーズな合併の移行はあり得ると思いますので、その点については前言を撤回させていただきます、今の鳥井委員のお話であれば、私は議論の大いなる対象にはなるというふうに考えます。

以上です。

半井 孝委員　ちょっといいですか。

私が言ったのは、その4月1日という意味ではなくて、ざっくりばらんに僕は腹を割って話ししなきゃ駄目だと思うんだけど、大須賀に選挙やらせるんなら、大東にもそんでやってくれやいというような話も出てきちゃうから。そりゃあ住民感情というのはあるから、はっきり言って。だから、住民感情で皆さんが、議員の特例を使うのはおかしいよというの住民感情でしょう、言ったことが。だから、大須賀にしてみれば、はっきり言って、大須賀だけ選挙やらせるんなら、大東でやってくれや言うて、それはそういう住民の人たちはもっと単純にいろんなことを考えるから、何しろ、だって税金が上がるより上がらない方がいいに決まってるんだから。

だから、私が言ってるのは、もう4月1日じゃなくて、もしそれだったら、ある程度の大東、大須賀の皆さんが納得する、6月とか7月とか9月とか、そこらのところまで延長できるものなら、ある程度含みを持っておいってくださいという意味で言った、そういうことです。

(発言する者あり)

榛村純一会長　　ちょっと、こちらに向かって発言してください。

半井 孝委員　　今、いろんなこと言って、うちの内藤委員からちょっと注文があったんですが、もしそういうふうに、うちはもう1月と、こう決めてきたんですが、もしそうなった時に、3月28日でもしそういうことがあって、じゃあ3ヵ月とか4ヵ月延ばした場合には、電算とかいろんなプログラム組んだり何かするのに余分にリスクがかかるものなのか、お金とか何かが、全部やり直しちゃうものなのかどういふものか、ちょっと説明してもらった方がいいか悪いかわからないですが、繰り返しのようなものになっちゃうものなのか、ちょっと教えといていただければありがたいんですが、いいですか。ちょっと横道にそれましてすみませんが。

榛村純一会長　　IT政策課長。

奥宮IT政策課長　　掛川市のIT政策課長の奥宮です。

今の議論の中で結論申し上げますと、3月28日で準備をしていて、4月1日であれば、プログラムの的に可能ではないかと。ただ、それが6月とか9月まで延びますと、4月から6月の間、これは旧の1市2町のプログラムで動かさなきゃなりません。6月以降、新市のプログラムを使うということでございますので、今議論している1月と3月、何の変わりもございません。

榛村純一会長　　それでは、結論を出すためには決をとって、今、伊藤町長さんはそれが3分の2、どちらかがとれない時はどうするんだというお話ですが、それじゃあ決をとらないということになったらどうなるかという、またこれも進まないでしょう。

中井明男委員　　確かに全会一致を原則とするというのがあって、それによりがたい時は3分の2ということで決めていくということがありますが、会議運営規定の中に、会長が別に定めるといふような委任の規定もあるものだから、それによらぬときは多数決で決めるとかということをやっているかということ事前に決めておけば、決まらないということはないと思う。いつまでも決まらぬ決まらぬでいるというのは、やっぱり一番よろしくないと思いますので、3分の2の方向でというのははっきりわかりませんが、そうなった場合は多数決で、1票でも多い方へ決めていくということ事前に決めとけば、いつまでも決まらないということは避けていけるじゃないかと、こんなふうに思います。

榛村純一会長　　今、この協議会は3分の2になってるでしょう。対等合併ということなので、できるだけ限りなく満場一致に近い方がいいということで3分の2にしたわけですね。だから、多数決でやるという規則はないわけです。

しかし、半井委員のおっしゃるように、それじゃあ決まらないということになるとね。多数決で決することはできるか。

松井事務局長　　会議運営規程上は確かに3分の2ということになっておりまして、この運営規程を決めるに当たっては、その前の協議会規約ということの第10条の3項に基づいて会議運営規程が決めているわけでございます。そして、会議運営規程は、第1回の時に皆さん方の審議をもって議決をさせていただいたということございまして、もし過半数にしたいということであるならば、この会議運営規程を改正する必要があります。そのためには、規約の、今言った第

10条に基づきまして、会長がこの会議に諮り、運営規程を改正するという手続が必要になってまいります。

榛村純一会長　運営規程を変えて過半数にしておいて、それでやらないといけないということですよね、今言ったのは。

それでは、規程の改正を口頭で、3分の2に達しない場合には多数決によるということを加える規則の改正をしてもよろしいですか。

(「反対」との声あり)

榛村純一会長　反対という声が出ましたが、そのことも3分の2でやらないといけないですよね。

石山信博委員　掛川の石山です。

まだやってないことがあるんじゃないかなというように思います。折衷案というのをまだ全然やってないですよね。3月28日を主張している人たちが、もしそれを譲るとしたらどういう条件があるのか、あるいはまた1月24日を主張している人たちがそれを譲るとするならどういう条件があるのかというところも議論した方がいいんじゃないかなと思います。

それぞれが自分たちの主張をしてたら決まらなないと。賛否をとって、数票差で決まったということでは、僕は後々、この後決めていく事柄がすべてそういう形で、まずい状況にいくんじゃないかというように思うものですから。

(発言する者あり)

石山信博委員　そうそう、そういう声も出ちゃうもんですから、我々としては、合併をするためにこうやって集まってるわけですので、無理な採決をやって、この後、前回も言いましたけれども、議会の議決を得なきゃ決まらないわけですよ。多分来年の6月議会になると思うんですけども、その6月議会に必ず議決のできるような状況でやっぱり事を運んでいかないかと思うんですよ。

それには、今日あまり厳しい形での決定というのはよくないというように思います。折衷案をぜひ、代表を決めて議論していただくというか、そういう形はどうでしょうか。

榛村純一会長　それは一つの知恵だと思いますが、折衷案といっても、この比較が、選挙を避けるか避けないかということとの比較ですから、折衷案というのは、例えば、具体的にはどういうことですか。

石山信博委員　私が言っているんですか。持論になってしまいますが、もう一度議員の在任特例まで戻して、セットでやるべきだというように考えます。

一時期は、我々2号委員はそれで了承したといいますか、それならいいだろうというところまでいったんですよ。そういう意見が余り議論をされずにかき消されてしまって、在任特例は使えませんという形になってしまったんですけども、もう一度そこまで返って、セットで議論をしないと決まらないんじゃないかなと、そんなふうに思います。

榛村純一会長　河井委員。

河井 清委員　私は思うんですが、大東の議会の皆さんもここで、じゃあ1月がいいよというこ

とが大多数の意見であれば、それに沿っても構わないと、こういうことも言ってくれております。また、掛川の議会の皆さんも、そういう形で、我々議会の4名ずつの関係で話し合ったときには、そういうことも快く話に乗ってきてくれております。

そんなことから考えますと、私は、今大須賀町が一番小さな町で、今後も皆さんと伍していくには、いろんな面で大変なことがあるかと思えます。そういったことを考えますと、ぜひここで、今回の期日については、ぜひ大須賀町の主張をお聞き届けいただきまして、今後、また大須賀町が皆さんと伍して、いろんな面で発展的な発言ができていくんじゃないかな、こんなふうに思えます。

また、そういう面もひとつ、1号委員の皆さんあるいは3号委員の皆さんもご理解をいただいて、大須賀町の今まで議会で話し合ってきたこと、あるいは1号委員の皆さん、3号委員の皆さんと話し合ってきたことが、大須賀町は1月合併でいきましょうよと、こういうことが原点になっておりますので、ぜひその辺をこの委員会の皆さん、ひとつご理解いただいて、大須賀町の申し上げていることにご賛同いただきたいと、こんなふうに思えます。

榛村純一会長　それでは、ほかになければ、結論を出さなきゃいけないのですが、決をとってよろしゅうございますか。

鳥井昌彦委員　こういう場合に、1号委員の意見の違いというのはどう考えていいのか。そこに並んでる1号委員の意見が違うわけですね。伊藤さんと。だから、そこら辺はもうちょっと話を合わせてというか、相談して、意見を一緒にしてから決をお願いしたいなというふうに思うんですがね。

榛村純一会長　それはもう、先ほど申し上げたように、この表をつくるについて3時間やったわけですよ。それで、まとめ切れなかったということですね。

樽松友則委員　会長、ちょっといいですか。

もう時間もあれですから、どうせ決めるなら、明日の朝になってまでも決めればいいものですから、もう一度皆さんそれぞれ少し休憩をとって、それからまた再開したらどうですか。

榛村純一会長　それでは、誠に申し訳ないですが、首長同士が意見が違うということは申し訳ないことですが、それもできなかったわけで、そんなこともありますので、ちょっと休憩していただいて、1市2町別にちょっと集まっていたいただいて意見交換してください。

休 憩　午後11時05分

再 開　午後11時32分

榛村純一会長　それでは、皆様、大変遅くなって申し訳ありませんが、いましばらく愛する郷土のために、立派な合併ができるためにご努力をお願いします。

いろいろ意見のすり合わせをいたしましたが、座長として感ずるところですが、この会は3分の2以上の賛成を得て物事を決めていくことに、民主的に、対等的に決まっています。

しかし、夜が更けても、このままではどうも決着が付きそうもないということですので、この期日の案件については過半数、すなわち多数決という形で処理してもよろしいかということにつ

いて3分の2の賛成が得られるかどうかと、こういうことになるわけですが、そういう決をとってもよろしゅうございますか。

原田新二郎委員 原田でございます。

決着をつけるためには、座長の判断も正しいと思います。

榛村純一会長 ありがとうございます。

ほかに、特に反対の方ございますか。

はい、内藤委員。

内藤澄夫委員 要するに、この会の規程によって、まず1回は3分の2以上ということをやって、その後過半数と。もしそれで3分の2以上の皆さんがもうできればそれでいいわけですが、もし至らなかった場合については、いま一度過半数という形がよかろうと思います。

榛村純一会長 蒲原委員。

蒲原忠雄委員 蒲原ですが、私は多数決ということはやめていただきたい。それで、でき得ればここで挙手をとっていただいて、負けた方は白旗を上げて、勝った方に全面的に協力して、満場一致で今日採決をしていただきたい。もう一か八か、どっちか知らぬけど、そんな言葉を使ってはいけないかもしれませんが、どっちにしてもこんなことをしててもいけません。

それで、また多数決とっても、かえってマイナスなので、でき得ればそういう寛大な気持ちで、皆さん心開いて賛同していただいて、一度目はやっていただくけれども、そしたらその数によって、勝った方には全員が一致で、満場で賛同するというようなケースはどうでしょうかね、私はそう思います。

榛村純一会長 私は、勝った負けたの問題ではないと思うんですよ。そう言っちゃうと、これはしこりができますから、そうじゃなくて、合併をスムーズにいくために、あるいは移行の過程をできるだけ安全にいくために、それから住民、市民にご理解を得やすい形で決めるということですから。

伊藤徳之副会長 わかりました、一度にしまししょう、手を挙げるのは。いかがでしょう。だから、最初に過半数ルール、皆さんに認めていただいて、1回でということはいかがでしょう。

戸塚正義委員 非常に難しかったものですから、中立的に判断させてもらったんですが、前回、在任特例を判断したときに、皆さん本当に最終的に紳士的な結論に至って、あれだけ議論したにもかかわらず、あのことについては非常に円満に解決した。

私は、この規程に基づいて、1回目をまず規程に基づいてやって、その結果によって一定の方向が見えると思うんですよね。そこで私は休憩を入れてもらいたいと思います。今度はそんなに長い時間要らないと思います。その休憩の間に私ども調整しますので、在任特例のとき、あれだけ皆さん議論したにもかかわらず、最終的にはお互いに胸襟を割ってできたものですから、私はその短い休憩でも必ず、それで満場一致でいった方がしこりがない、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

榛村純一会長 それでは、もう一遍お諮りしますが、この会は対等合併ということを前提に、融

和を前提に、3分の2以上をもって決することになっていますが、結論が出ないので、この期日の案件については多数決をもって決せざるを得ないということについて、その決し方は規則でもう3分の2になってるのを変えるわけですから、その3分の2を過半数でいいということをお皆さんにお諮りして、それについて、よろしいということになれば、あとは決を1回でとればいいと、こういうことになるわけですが、それでよろしゅうございますか。

はい、原田委員。

原田新二郎委員 その過半数というのは、この案件についてのみですか。

榛村純一会長 そうです。

原田新二郎委員 これからのものは、従来どおり3分の2と、こういうことですね。

榛村純一会長 そうです。

原田新二郎委員 はい。

榛村純一会長 よろしゅうございますか。

はい、中井委員。

中井明男委員 物事を決めていかなきゃならないのですから、3分の2で決まらない時はどうかということで、過半数のことが議題になってますが、過半数議決みたいのが一つでも出てくると、後々決めていかなきゃならぬことも、あの時もそうだったからみたいのがついつい出てくると、なおさらという感じもします。

今、蒲原委員が言ったみたいに3分の2議決でやっていただいて、結果わかりますので、それで少ない方が潔し、多数の意見になっていくというようなことで、過半数議決というのは、この案件に限りもやらない形ではできませんですか。

榛村純一会長 そうすると、また手続論で2つに分かれてしまいますが。

田中鉄男委員 会長の提案で結構だと思しますので、進めていただきたいと思います。

榛村純一会長 それでは、なかなかいろいろなお意見があるようですが、時間の限度もありますし、過半数でこの案件については決したいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 過半数をもって決するというにしたいと思いますが、それでは今から1月24日案と3月28日案について、最後の判断をしていただくために首長3人の意見を1分間で調整し、申し上げたいと思いますが。

(発言する声あり)

榛村純一会長 言わなくてもいいということですから、私はさっき休み中に、首長がちゃんと言わないからと何人かの人に言われましたから、しかし言わない方がよければ言うのをやめます。

では、挙手をお願いしたいと思います。1月24日と3月28日と2つ案がございます。それを今、皆さんで決めていただいて挙手を願います。1月24日の案に賛成の方は挙手してください。

(賛成者挙手)

榛村純一会長 それでは、念のため3月28日がいいという方、挙手願います。

(賛成者挙手)

榛村純一会長　　ありがとうございました。

それでは、発表いたします。

松井事務局長　　それでは、事務局から採決の結果につきまして発表いたします。

1月24日という合併の日に賛成の方は10名でございます。委員28名中10名でございます。

それから、3月28日の賛成の方につきましては18名の方でございます。

以上でございます。

榛村純一会長　　以上のとおり、過半数をもって3月28日に決定いたします。

くれぐれも大須賀町の方々のお立場も十分理解していかなければならないので、これは勝ち負けの問題ではなく、これから英知を出していただいて、融和なうちに話が進むようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして委員の皆様方にご苦勞をおかけしました。それからまた、傍聴者の方々も熱心に見守っていただいてありがとうございました。また、プレスの方々も遅くまでお付き合いをしていただいてありがとうございました。

それでは、今後、この決定が良かったとなるように私としても最大限努力して、大須賀の方々に対しても、この決定が良かったとなるように会長として努力させていただきたいと思ひます。

ありがとうございました。

閉　　会　　午後11時47分